

1 **2013 年以降の対策・施策に関する報告書（素案）**

2 **【平成 24 年 5 月 28 日時点】**

3 **※5 月 16 日の部会小委員会合同会合及び 5 月 23 日の小委員会での
4 議論、書面意見を反映したもの**

6 **※青太字の箇所が小委員会で御議論いただく内容**

8 **1. 検討経緯・検討方針・検討プロセス**

9 (1) 中央環境審議会における検討経緯

11 (2) 政府全体での検討経緯

13 (3) 検討内容

15 (4) 選択肢の原案を検討するに当たっての基本的考え方

17 **2. 温暖化に関する科学的知見**

19 **3. 国際交渉の状況**

21 **4. 我が国これまでの取組と温室効果ガス排出量及び吸収量の状況**

23 **5. 2050 年までの長期目標を視野に置いた持続可能な低炭素社会の将来像**

25 **6. 2020 年及び 2030 年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案**

26 (1) 複数の選択肢の原案作成に向けたケース分けの考え方

28 (2) 地域における国内温室効果ガス排出削減の検討

30 (3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討

31 ①産業部門

33 ②運輸部門

1 ③業務・家庭部門

2 ④エネルギー転換部門

3 ⑤非エネルギー起源温室効果ガス排出削減

4 ⑥分野横断的な取組、基盤的な取組

5 (4) 各ケースの経済への影響・効果分析

6 ~今後的小委員会及び部会の議論を踏まえて記述

7 (5) 2020年及び2030年までの地球温暖化対策の複数の選択肢原案

8 ~国立環境研究所の報告及びそれに関する議論を踏まえて記述

9 ~地域づくりの取組等の定量化できない事項も含め記述

10 (6) 複数の選択肢の原案の評価

11 ~今後的小委員会及び部会の議論を踏まえて記述

12 7. 国内の吸収源対策

13 8. 国際貢献を通じた排出削減

14 9. 適応策

15 10. 2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画策定に当たっての提言

はじめに

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題となっている。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書（AR4）は、世界各国で発表された温室効果ガス濃度安定化シナリオを6つの安定化濃度グループに分類し、グループごとに必要な排出量のレベル、その結果としての平衡時の世界の気温上昇等を整理している。そのうち最も安定化濃度の低いグループにおいては、2050年全世界全体での排出量を2000年比で少なくとも半減した場合に、世界の平均気温の上昇は産業革命以前と比較して2℃にとどまりうることを紹介している。また、この場合の先進国全体で削減すべき排出量に係る分析の一つとして、2020年までに1990年比で25～40%、2050年までに80～95%削減する必要があることを紹介している。

我が国は、この人類共通の課題に率先して立ち向かっていくとの姿勢で取り組んできたところであり、そのための具体的な道筋について、中央環境審議会において継続的に議論を行ってきた。

世界的には、環境保全のあり方を経済活動に幅広く様々な影響を及ぼす制約要因と捉える従来の考え方方に加えて、経済発展につながる成長要因として捉える動きが拡大している。我が国においても新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）においては、安定した内需と外需を創造し、産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築くという観点から環境・エネルギー分野が成長分野の一つとして位置付けられている。少子高齢化による生産年齢人口の減少により経済成長へのマイナスの影響が懸念され、経済社会の維持に不可欠なエネルギー、資源、食料の多くを諸外国に依存している我が国においては、持続可能性についての真剣な検討が必要である。

諸外国でも、2008年の金融危機に始まった不況を契機として、環境関連の産業で雇用を生み出し、経済成長につなげようというグリーン成長という概念が広まるなど、環境保全を組み込んだ経済発展を求める考え方や取組が広がっており、我が国が世界のグリーン成長に貢献していくという観点が重要である。リオ+20に向けても、新たな発展のあり方を実現していく際に核となるグリーン経済がテーマに据えられている。世界全体の人口は今後も増加が続き、エネルギー需要も現状では増加が見込まれることから、世界全体が今後更に厳しい環境上の制約に突き当たる可能性がますます高まっており世界全体での地球環境問題への対応が持続可能な発展を遂げていく上で不可欠なものとなっている。

一方、本年3月11日に発生した東日本大震災は、多大な犠牲を出し、住宅・工場の被災や電力不足による経済活動の停滞、原子力発電所の事故による放射性物質の一般環境への放出、それに伴う住民の避難を招くなど、我が国の社会経済に大きな影響を

1 与えている。

2
3 多くの国民が、自然の持つ圧倒的な力に対し、人間の社会やシステムの脆弱性など、
4 その力の限界を改めて認識することとなった。地球温暖化に伴い、極端な気象現象に
5 よる自然災害の頻度は引き続き増加する可能性が非常に高く、こうした中長期的な気
6 候変動による影響を含む自然災害等の影響をできる限り小さいものにしていくために
7 は、自然の恵みを活かし自然との共生を図りつつ、地球温暖化の防止、地球温暖化へ
8 の適応を進めていかなければならない。生態系システムを含んだ大量の資源・エネルギー
9 (ナチュラル・キャピタル) を消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、
10 自然との関わり方を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を改
11 めて意識するなど、価値観や意識の大きな変化がみられる。こうした変化は、今後の
12 地球温暖化対策のあり方にも大きな変革をもたらすものと考えられる。

13
14 特に、東日本大震災や原子力発電所の事故等を背景に、「安全・安心」という視点の
15 重要性が高まっており、この「安全・安心」の確保は、低炭素社会の基盤となるもの
16 である。「安全・安心」については、極端な気象現象による自然災害や中長期的な気候
17 変動による影響などに適応していくという観点も含め resilience (回復能力)、すなわ
18 ち、危機に際して、しなやかに立ち直るという視点からの社会の再構築が求められて
19 いる。我々はライフスタイル、ワークスタイル、社会構造、エネルギー・システム等を
20 改めて見つめ直し、安全で安心できる持続可能な社会とはどのような社会かということ
21 を考えていくことが求められている。

22
23 平成 24 年 1 月 30 日の中央環境審議会第 100 回地球環境部会では、細野環境大臣よ
り、

24 1. 世界で共有されている長期目標を視野に入れる

- 25 - 気温上昇を 2℃ 以内にとどめる
- 26 - 2050 年に世界半減、先進国 80% 削減を実現する
- 27 - 前提条件なしの 2020 年、2030 年の目標を提示する

28 2. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現を目指すという明確な方向性を示
29 す

30 ①他の追随を許さない世界最高水準の省エネ

- 31 - 低炭素製造プロセスと低炭素製品で世界標準を獲得
- 32 - すまい、くらし方などあらゆる面で省エネナンバーワン
- 33 ②後塵を拝した再エネを世界最高水準に引上げ
- 34 ③省エネ・再エネ技術で地球規模の削減に貢献

35 3. 世界に先駆け、未来を先取る低炭素社会の実現に必要な施策を明示する

- 36 - 対策の裏付けとなる施策を明示する。

37 ことにより、世界をリードするグリーン成長国家の実現に向けた、地球温暖化対策に
38 関する複数の選択肢原案等のとりまとめを地球環境部会として依頼されており、議論
39 を重ねてきた。

1
2 今後、エネルギー・環境会議において、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択
3 支を統一的に提示し、国民的な議論を進め、夏を目途にとりまとめる予定の革新的エ
4 ネルギー・環境戦略構築の一助となることを期待する。

5

6

1. 検討経緯・検討方針・検討プロセス

(1) 中央環境審議会における検討経緯

○ 2013年以降の地球温暖化対策については、中長期的な低炭素社会構築に向けて対策・施策を総合的・計画的に進めるため、平成22年4月に中央環境審議会地球環境部会（以下「地球環境部会」という。）に中長期ロードマップ小委員会を設置し検討を進め、同年12月に「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）（中間整理）」（以下「中長期ロードマップ」という。）を取りまとめた。

○ 京都議定書第一約束期間の最終年度を迎える、また、昨年3月の東日本大震災による影響への対応や復興の観点から検討を進めるため、同年7月に中長期ロードマップ小委員会を改組し、2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会（以下「小委員会」という。）を設置することを決定した。さらに小委員会は、その議論に当たり、各分野の有識者による8つのワーキンググループ（WG）（下図）からの報告を受けながら、議論を積み重ねてきた。



図表 8つのワーキンググループについて

○ また、地球環境部会においては、昨年8月には意見具申として「東日本大震災を踏まえ地球温暖化対策の観点から、復旧・復興、電力需給ひつ迫解消等において配慮すべき事項」をとりまとめた。また、同年12月には、総合政策部会における第4

1 次環境基本計画の検討に向けた「地球温暖化に関する取組」をとりまとめ、今後の
2 地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにしてきた。

- 3
- 4 ○ これを受けて同年4月18日には総合政策部会において第4次環境基本計画の答申
5 がとりまとめられ、同月27日に第4次環境基本計画が閣議決定された。この中で、
6 我が国の地球温暖化対策の長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガス
7 の排出削減を目指すこととしている。

8

9 (2) 政府全体での検討経緯

- 10
- 11 ○ 東日本大震災を受けて、革新的エネルギー・環境戦略を政府一丸となって策定す
12 るため、昨年6月、関係閣僚をメンバーとするエネルギー・環境会議が設置された。
13 同年10月に国家戦略会議が設置されたことに伴い、エネルギー・環境会議は国家戦
14 略会議の分科会として位置付けられるとともに、2013年以降の地球温暖化対策につ
15 いても検討を行うこととされた。

- 16
- 17 ○ エネルギー・環境会議は、それまでの地球環境部会や小委員会の議論も踏まえ、
18 昨年12月、「基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～」(以
19 下「エネルギー・環境会議の基本方針」という。)を決定し、地球温暖化対策の選択
20 脈提示に向けた基本方針を提示し、その上で、中央環境審議会等に対し、地球温暖
21 化対策の選択肢の原案の策定を要請した。今般の報告書は、この要請に基づき、地
22 球環境部会として検討を行った選択肢の原案をエネルギー・環境会議に提示するも
23 のである。

- 24
- 25 ○ エネルギー・環境会議の基本方針に基づき、原子力委員会、総合資源エネルギー
26 調査会及び中央環境審議会等の関係会議体は、春を目途に、原子力政策、エネルギー
27 ミックス及び温暖化対策の選択肢の原案を策定し、これらを受けて、エネルギー・
28 環境会議は、原案をとりまとめ、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統
29 一的に提示し、国民的な議論を進め、夏を目途に戦略をまとめる予定である。

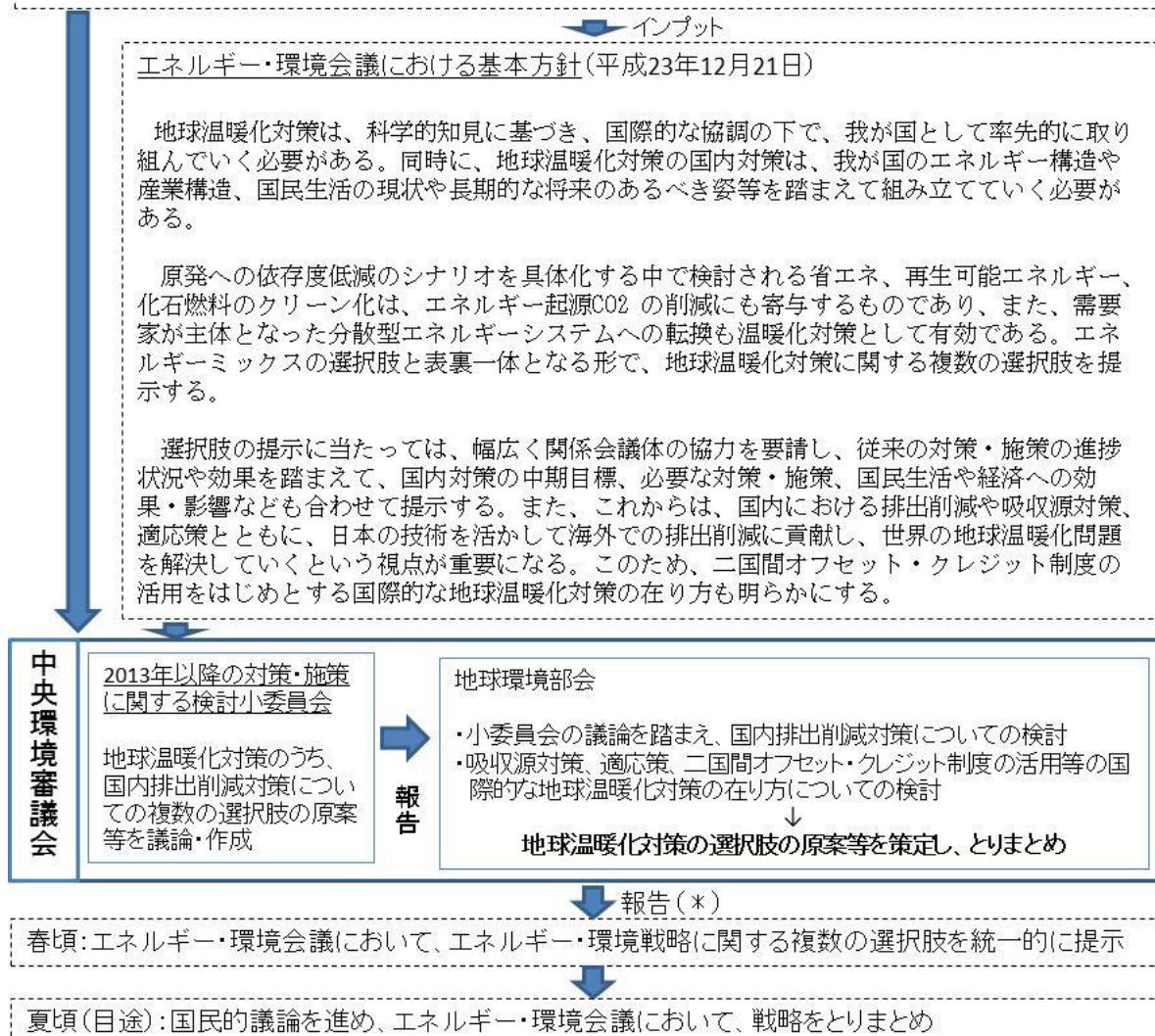
【中央環境審議会地球環境部会の役割】

エネルギー・環境会議が定めた基本方針に基づき、中央環境審議会において、来春を目途に、地球温暖化対策の選択肢の原案を策定する。

【検討スケジュール】

「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿(中長期ロードマップ)(中間整理)」(平成22年12月、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会)

昨年からの地球環境部会、2013年以降の対策・施策小委員会における議論



(*)エネルギー・環境会議において、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示

夏頃(目途):国民的議論を進め、エネルギー・環境会議において、戦略をとりまとめ

(*)エネルギー・環境会議において、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示

図表 エネルギー・環境会議基本方針（平成23年12月21日）に規定された

中央環境審議会地球環境部会の役割と検討スケジュールについて

(3) 検討内容

- 選択肢の原案の策定に当たっては、まず、これまで行ってきた対策・施策の進捗状況や効果の評価・分析、低炭素社会の将来像の検討を行い、その上で、国内対策の中期の数値目標、必要な対策・施策、国民生活や経済への効果・影響などを選択

肢の原案ごとに提示することとした。その際、選択肢の原案に対する評価案についても併せて提示することとした。

○ 特に、省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化、需要家が主体となった分散型エネルギーシステムへの転換について、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会のエネルギー・ミックスの選択肢の検討と表裏一体で進め、地球温暖化対策の観点から、その効果を可能な限り定量的に評価・分析することとした。

○ 検討に当たっては、「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿（中長期ロードマップ）（中間整理）」（平成22年12月）、エネルギー・環境会議の基本方針、及び平成24年1月30日の第100回地球環境部会において細野環境大臣から示された「2013年以降の地球温暖化対策の検討のポイント」等を踏まえて検討を行った。

（4）選択肢の原案を検討するに当たっての基本的考え方

○ 選択肢の原案の検討に当たっては、以下の3つの基本的考え方に基づいて行うこととした。

① 地球温暖化対策は、科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組んでいく必要があるとの認識の下、長期的な将来のあるべき姿等を踏まえ、国内外の確実な温室効果ガスの排出削減を実現できる形で地球温暖化対策の選択肢の原案を提示する。

② 我が国の国民生活の現状や長期的な将来のあるべき姿等を踏まえて、温暖化防止の方向と軌を一つにするエネルギー構造や産業構造、温暖化対策・施策を組み立てていく必要があるとの認識の下、国内における温室効果ガスの排出削減の実践、世界市場への我が国のトップレベルの環境技術の普及・促進への貢献に必要な対策・施策（規制的措置、経済的措置等を含む。）については、その有効性、実現可能性についての検証を行いつつ、幅広く具体的な検討を行う。

③ 地球温暖化対策は、我が国の経済成長、国際競争力の確保、雇用の促進、エネルギーの安定供給、地域活性化を通じグリーン成長を実現するという視点とともに、経済活動や国民生活様式の転換、技術革新、低炭素消費の促進など持続可能な発展に資するという視点から、国民各界各層の理解と協力が得られるよう、経済活動・国民生活に及ぼす影響・効果を分かりやすく示す。

1 **2. 溫暖化に関する科学的知見**

2

3 (IPCC 第 4 次評価報告書)

4

5 ○ AR4 の科学的な知見は、地球温暖化が自然システム及びそれに依存する人間環境
6 に対して様々な深刻な影響を及ぼす可能性と、根本原因である人為的な温室効果ガ
7 スの排出の世界全体での削減に向けた速やかな対応の必要性を示している。

8

9 ○ AR4 は、気候の変化とその影響に関する観測結果から、「気候システムの温暖化に
10 は疑う余地がない。このことは、大気や海洋の世界平均温度の上昇、雪氷の広範囲
11 にわたる融解、世界平均海面水位の上昇が観測されていることから今や明白である」
12 とし、気候の変化の原因に関し、「20 世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇
13 のほとんどは、人為起源の温室効果ガス濃度の観測された増加によってもたらされた
14 可能性が非常に高い。過去 50 年にわたって、各大陸において（南極大陸を除く）、
15 大陸平均すると、人為起源の顕著な温暖化が起こった可能性が高い。」と結論づけて
16 いる。

17

18 ○ このほか、AR4 では、1750 年以降の化石燃料起源の CO₂ 排出量による温暖化の
19 効果 (1.66 W/m²) が、1750 年以降の太陽活動の変化に伴う太陽放射量の変化によ
20 る温暖化（又は冷却）の効果（平均すると +0.12 W/m²）や 1600 年代後半のマウン
21 ダー極小期の太陽放射量の変化による冷却の効果（現在と比べ -0.2 W/m²）と比べ、ず
22 っと大きいことも示されている。

23

24 ○ また、AR4 は、予測される気候変動とその影響について、「温室効果ガスの排出が
25 現在以上の速度で増加し続けた場合、21 世紀にはさらなる温暖化がもたらされ、世
26 界の気候システムに多くの変化が引き起こされるであろう。その規模は 20 世紀に観
27 測されたものより大きくなる可能性が非常に高い。」と評価し、温暖化による影響の
28 程度を、予測される世界平均気温の上昇幅に対応してより系統的に推定している。

29

30 ○ 具体的には、例えば、産業革命以前と比較して 0.5~1.5°C 程度の世界平均気温の
31 上昇であっても、水資源に関しては、降水量の変化や干ばつの発生によって、湿潤
32 熱帯地域と高緯度地域では水利用可能量が増加する一方で、中緯度地域や半乾燥低
33 緯度地域では水利用可能量が減少し干ばつが増加すること、数億人の人々が水スト
34 レスの増加に直面することを予測し、生態系に関しては、サンゴの白化の増加や、
35 種の分布範囲の移動及び森林火災のリスクの増加を予測し、食料に関しては、小規
36 模農家、自給農業者、漁業者への複合的で局所的な負の影響を、沿岸域に関しては、
37 洪水や暴風雨による被害の増加を、健康に関しては、熱波、洪水、干ばつによる罹
38 病率及び死亡率の増加を予測し、地域や分野によっては世界平均気温の上昇幅が小
39 さくても悪影響が現れる可能性を示している。なお、こうした影響評価は、気温上
40 升による直接的な影響だけを見ているのではなく、降水量の変化や、洪水・干ばつ
41 などの極端現象も含め、気候変動による影響を評価している。

- 1
- 2 ○ さらに、AR4は、「長期的な展望として、「適応策と緩和策のどちらも、その一方
3 だけではすべての気候変動の影響を防ぐことができないが、両者は互いに補完し合
4 い、気候変動のリスクを大きく低減することが可能であることは、確信度が高い。」
5 とし、最も厳しい緩和努力を持ってしても起こるであろう気温上昇による影響に対
6 処するためには、短期及び長期的な適応が必要であることを示している。このよう
7 に適応策と緩和策の関係は、気候変動のリスク管理という観点から見ると、緩和策
8 は、そもそも根本的な原因である温室効果ガスの削減であり、適応策は、緩和策
9 を講じても温暖化により生ずる可能性のある避けられない影響に対する対処であ
10 る。
- 11
- 12 ○ その上で、AR4は、「多くの影響は、緩和によって、減少、遅延、回避されうる。
13 今後20年から30年間の緩和努力と投資が、より低い安定化レベルの達成機会に大
14 きな影響を与える。排出削減を遅らせることは、より低い安定化レベルの達成機会
15 を大きく制約し、より厳しい気候変動の影響を受けるリスクを増加させる。」と明確
16 に指摘した。さらに、様々な安定化温度レベルに対する削減シナリオ分析を行った
17 が、その中で世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して2℃より下にとどめ
18 るのであれば、2050年の世界全体での排出量を2000年比で少なくとも半減する必
19 要があるとの分析を示している。また、同様に、さまざまな安定化濃度レベルにつ
20 いての研究結果を集約し、温室効果ガス濃度を450ppmに留める場合には、先進国
21 は2020年までに1990年比で25~40%、2050年までに80~95%削減、途上国は
22 ベースラインからの大幅な排出削減が必要であるとの分析結果を示している。
- 23

24 (IPCC 第4次評価報告書以降の知見)

- 25
- 26 ○ AR4の発表以降、IPCCでは、昨年5月に再生可能エネルギーに関する特別報告
27 書¹ (SRREN)を、11月には極端現象に関する特別報告書² (SREX)を公表した。
- 28
- 29 ○ SRRENは、再生可能エネルギーが緩和策に果たしうる役割、市場における普及状
30 況と潜在的可能性、エネルギー・システムへの統合、シナリオ研究を用いた緩和策と
31 しての潜在的可能性とコスト、開発・導入のための政策支援の有効性を評価し、科
32 学的・工学的知見の向上は再生可能エネルギーのパフォーマンスの向上とコスト低
33 減をもたらすことを指摘した。SRRENは、再生可能エネルギーは、2050年に世界
34 の温室効果ガス半減を達成する上で、主要な緩和策としての役割が期待され、その
35 大幅導入を進めるためには、既存のエネルギーと比べたコストの高さ、個々の再生
36 可能エネルギーに特有な技術的課題を解決する政策支援が重要であることを示して
37 いる。

¹ 「再生可能エネルギー源と気候変動緩和に関する特別報告書」(Special Report on Renewable Energy Sources and Climate Change Mitigation)

² 「気候変動への適応推進に向けた極端現象及び災害のリスク管理に関する特別報告書」(Special Report on Managing the Risks of Extreme Events and Disasters to Advance Climate Change Adaptation)

1
2 ○ また、SREX では、いくつかの気象・気候の極端現象について、大気中の温室効
3 果ガス濃度の増加を含む人為的影響により変化していること、21世紀末までに極端
4 に暑い日の頻度が世界的にどの地域でも大幅に増加することが予測されること、21
5 世紀末までに強い雨の頻度が世界の多くの地域で増加することが予測されること、
6 21世紀末までにいくつかの地域では干ばつが強まることが予測されることが示され
7 ている。また、SREX は、気候変動による災害リスクに社会が対処していくためには、
8 災害リスク管理と気候変動への適応を統合し、地域、国、国際レベルでの開発
9 の政策と実行に取り組むことが有用であることを示している。

10
11 (国内における温暖化影響の知見)

12
13 ○ 気象庁の 1898 年～2010 年の観測結果によれば、日本の平均気温は 100 年あたり
14 1.15°C の割合で上昇(世界では 1906 年～2005 年の 100 年で 0.74°C 上昇)しており、
15 また、記録的な高温となった多くの年が 1990 年以降に集中している。

16
17 ○ また気温の上昇に伴うコメ、果樹等農作物や生態系への影響や、暴風、台風等に
18 よる被害、熱ストレス・熱中症・感染症のリスク増加など人の健康への影響や観光・
19 文化への影響が観測されている。例えば、農業生産現場においては高温障害による
20 米の品質低下、トマトなど果菜類の着果不良、ぶどうの着色不良などの影響が、また
21 生態系の分野では、デング熱を媒介するヒトスジシマカの北上や高山植物の消失
22 増加、海水温の上昇に伴う北方系の種の減少や南方系の種の増加・分布域の拡大が
23 報告されている。

24
25 ○ 2009 年 10 月にまとめられた「日本の気候変動とその影響（文部科学省、気象庁、
26 環境省）」によると、温暖化の進行により、21世紀末（2071 年～2100 年平均）には、
27 夏季の降水量が現在（1971 年～2000 年平均）より約 20% 増加し、夏季の日降水量
28 が 100mm を超える豪雨日数も増加すると予測されている。年最大日降水量も 100
29 年後には全国的に増加し、特に北日本では大きく増加することが予測されている。
30 特に東北地方においては、これまで 100 年に一度の頻度で発生する洪水が、30 年に
31 一度の割合で発生するようになるなど、水災害のリスクが高まることが予測されて
32 いる。また、平均気温の上昇や降雨形態の変化、平均海面水位の上昇により、土壤
33 浸食や湛水被害の増加などの農地への影響や、農業用水の減少、水利用施設の機能
34 の低下等、農業生産基盤への影響も懸念されている。

35
36 ○ 温暖化影響を予測評価する研究の進展により、我が国全体の影響や地域の影響を
37 予測・評価できるようになってきており、今後の適応策の検討に際しての温暖化影
38 韻によるリスク情報としての活用が期待できる。今後とも、観測の充実と温暖化影
39 韻の予測評価研究のさらなる進展をはかるとともに、政府全体での温暖化への適応
40 策の検討・実施を進めて行くことが必要である。

41
42 (IPCC 第 5 次評価報告書に向けて)

- 1
- 2 ○ 温暖化と気候システムなどの自然システム、さらに気候システムの変化と人間シ
3 ステムの関係の理解には不確実性が残るが、IPCCAR4 以降の地球温暖化研究の進
4 展により、自然科学と社会科学の様々な分野で新たな知見が蓄積され、理解が深ま
5 ってきている。その結果、人間の健康影響、生態系・生物多様性、農業・食料安全
6 保障の分野では、温暖化の影響がこれまでの評価よりも深刻であることが分かって
7 きた。影響評価の信頼性も、水資源、沿岸システム、健康影響、生態系・生物多様
8 性、農業・食料安全保障の分野で向上している。気温上昇だけでなく、その変化の
9 速度や、降水量及びその他の気候変数の変化に対する影響評価も進展すると期待さ
10 れる。
- 11
- 12 ○ 2013 年～2014 年にかけてとりまとめられる IPCC 第 5 次評価報告書 (AR5) に
13 向けては、AR4 以降に進められた気候モデルの研究開発を基にした温暖化予測情報
14 の提供 (CMIP5 : Coupled Model Intercomparison Project Phase 5) や、新しい濃
15 度シナリオ (RCP: Representative Concentration Pathway)、社会経済シナリオ
16 (SSP: Shared Socio-economic Pathway) の開発が進んでいる。このほか、IPCC
17 では、第 5 次評価報告書の作成過程の一環として、海面上昇と氷床の不安定性に関
18 するワークショップ (2010 年 6 月、マレーシア)、海洋生物と生態系に与える海洋
19 酸性化の影響に関するワークショップ (2011 年 1 月、沖縄) など横断的な分野を中
20 心にワークショップを開催し、関連する科学コミュニティにおける最新の知見の交
21 換や、さらなる研究を促進している。
- 22
- 23 ○ 我が国としても、これらシナリオの開発を含め、今後も温暖化にかかる国際的な
24 科学的知見の充実に貢献するべく、大学等の研究機関、科学コミュニティにおける
25 取組を進めていく必要がある。
- 26
- 27 ○ また、IPCC によりとりまとめられる AR5 の内容は、温暖化に関する科学的知見
28 の世界標準となるものである。温暖化に関する質の高い科学的情報を伝達すること
29 で、多くの人がより正確な知識に基づいて温暖化を理解することができる。このた
30 め、国民が AR5 の内容 にタイムリーに、かつ、容易にアクセスできるようにする
31 とともに、幅広く各界各層の国民に対して、AR5 の内容を積極的にわかりやすく広
32 報していくことが求められる。
- 33
- 34
- 35

1 **3. 国際交渉の状況**

2
3 (これまでの国際交渉の経緯)

4
5 ○ 京都議定書第一約束期間以降（2013年以降）の温室効果ガス排出削減に関する国
6 際交渉においては、様々な局面で長期目標や枠組みに関する議論がなされてきた。
7 2009年のG8 ラクイラ・サミットでは、世界全体の温室効果ガス排出量を2050年
8 までに少なくとも50%削減するとの目標を世界全体で共有することを再確認し、こ
9 の一部として、先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比較して2050年
10 までに80%又はそれ以上削減するとの目標を支持する旨が表明された。

11
12 ○ 2009年12月に開催されたCOP15において作成されたコペンハーゲン合意は、附
13 属書I国（先進国）が2020年の国別数値目標を履行することを約束するとしている。
14 2010年1月末、我が国は、コペンハーゲン合意への賛同を表明するとともに、コペ
15 ンハーゲン合意に基づいて、「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組
16 みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを2020年までに1990
17 年比で25%削減する」との目標を気候変動枠組条約事務局に提出した。

18
19 ○ 2010年11月から12月に開催されたCOP16では、工業化以前からの全球平均
20 気温上昇を2度未満に抑えるという締約国がめざす長期目標の確認、途上国もまた
21 その国に適切な削減行動（NAMA）をとること、先進国の削減目標、途上国の削減
22 行動の実施がより透明で信頼性の高い形で行われるよう測定・報告・検証（MRV）
23 を強化すること、途上国支援の資金メカニズムとしての「緑の気候基金」の設立等
24 を内容とするカンクン合意が採択された。

25
26 (COP17の成果)

27
28 ○ 昨年11月から12月に南アフリカ・ダーバンで開催されたCOP17においては、
29 すべての締約国が参加する新たな法的枠組みの構築に向けた交渉の開始、カンクン
30 合意を実施する詳細な規則・制度、京都議定書第二約束期間の設定と第二約束期間
31 の実施規則について合意がなされた。

32
33 ○ 特に、すべての締約国に適用される新たな法的枠組みに関し、法的文書を作成す
34 るための新しいプロセスである「ダーバン・プラットフォーム特別作業部会」を2012
35 年前半に立ち上げ、可能な限り早く、遅くとも2015年中に作業を終えて2015年に
36 採択し、2020年から発効させ、実施に移すとの道筋が合意されたことは重要な成果
37 である。

38
39 ○ また、各国の排出削減対策のMRVに関するガイドラインを策定したほか、緑の気
40 候基金の基本設計、適応委員会の構成・活動、資金に関する常設委員会の機能・委
41 員構成、気候技術センター・ネットワークの役割など、カンクン合意を着実に実施

- 1 していくための仕組みの整備がなされた。
- 2
- 3 ○ 新たな市場メカニズムについては、国連が管理を行うメカニズムの方法・手続の
4 開発、及び各国の国情に応じた様々な手法の実施に向けて検討を進めていくことが
5 合意された。
- 6
- 7 ○ 京都議定書に関しては、第二約束期間の設定に向けた合意が採択され、第二約束
8 期間には削減目標を設定しないとの我が国の立場も合意文書に反映された。
- 9
- 10 ○ なお、COP17においては改定インベントリ報告ガイドラインが採択され、2013
11 年以降の報告義務のある温室効果ガスとして、従来の6種類の温室効果ガスに加え、
12 新たな温室効果ガスとして三フッ化窒素が追加されたほか、HFCs 及び PFCs も対
13 象となるガスの範囲が拡大された。
- 14
- 15 (本検討の際に考慮すべき国際的文脈)
- 16
- 17 ○ COP16で合意された工業化以前からの全球平均気温上昇を2度未満に抑えるとい
う締約国が目指す長期目標やG8における合意等に照らして、低炭素経済・社会への
18 移行に向けて長期的に大幅な排出削減が必要であることは、国際社会の共通する認
19 識となっている。カンクン合意に基づき2013-15年に実施される長期目標の再検討
20 を受け、今後さらに長期目標を強化することについて検討が予定されていることにも
21 留意が必要である。
- 22
- 23 ○ 他方で、新たな法的枠組み交渉を開始することを決定したCOP17の決定でも、各
24 国が現在約束している排出削減対策を積み上げても、その水準がこうした長期目標
25 を達成するのに十分なものではないことが国際的に確認されている。新たな法的文
26 書策定プロセス(2012-15年)と併せて、この削減水準の引き上げの作業を進める
27 ことも合意されており、対策の野心レベルの引き上げと早期の対策導入が世界的に
28 求められている。
- 29
- 30 ○ 京都議定書第二約束期間に削減目標を設定しない先進国を含め、先進国は、コペ
31 ンハーゲン合意に基づいて2020年削減目標の履行を約束している。カンクン合意と
32 それに基づく一連のCOP決定が実施の規則を定めている。我が国も、コペンハーゲ
33 ン合意に賛同を表明し、2020年の削減目標を設定し、履行することを約束しており、
34 新たな法的文書が発効する2020年までの間も、2020年の排出削減目標を国際社会
35 に示し、その目標を誠実に履行することが求められている。
- 36
- 37 ○ 現在我が国が国際的に約束している2020年の削減目標は、コペンハーゲン合意の
38 後に提出したいわゆる「前提条件付き25%目標」であるが、これに関して、本年3
39 月、「我が国は現在、東日本大震災及び福島第一原発事故を踏まえたエネルギー政策、
40 温暖化対策の見直し作業中であり、目標の詳細情報は後日提出する」旨、条約事務
41 局に通報したところである。今後、国民的議論を経た後にエネルギー・環境会議に
42

1 おいて新たなエネルギー政策、温暖化対策が取りまとめられ次第、2020 年の削減目
2 標とそれを達成する施策の詳細について国際的に説明することが求められている。
3

4 ○ カン昆合意に基づく MRV のガイドラインをはじめ一連の国際ルールで、我が國
5 の 2020 年の削減目標は国際的な審査と評価の対象となる。これまでの京都議定書第
6 一約束期間と異なり、削減目標を達成するための施策、その効果、進捗状況などに
7 ついて、2 年に一度報告し、専門家の審査を受けることに加え、他国からの評価を公
8 開の場で受けことになる。それゆえ、設定した削減目標について、国内において
9 も目標の進捗、効果を定期的に評価・検証し、必要な場合追加的な対策をとる仕組
10 みが必要である。

11 ○ また、先進国では、EU が「20-20-20 目標」(2020 年までに温室効果ガス 20% 削
12 減、省エネ 20%、再エネ 20%) を掲げ、イギリスがカーボンバジェットの策定、ド
13 リツが 2020 年 40% 削減の目標を提示するなどの野心的な政策を次々と打ち出して
14 いる。また、その他の国においても、コペンハーゲン合意において中国やインドが
15 GDP 当たり CO₂ 排出量の目標を掲げ、韓国では排出量取引制度を導入することして
16 いる。我が国の目標及び施策の決定においては、世界各国において低炭素社会構
17 築に向けた政策が確実にとられていることを考慮に入れるべきである。

18 ○ 今後の国際交渉においては、2020 年から発効するすべての国に適用される新たな
19 法的文書のできるだけ早期の採択に向けて議論に貢献していくことが重要である。
20 その際、条約の究極目標に向けた排出削減の野心のレベルを最大限向上させつつ、
21 すべての国による参加を確保しうる仕組みとする必要がある。このため、枠組みの
22 構築に向けた交渉における我が国の立場に与える影響を考慮した目標の設定と施策
23 の決定が必要であるとともに、気候変動の抑制に向けて、温暖化対策を着実かつ真
24 摯に実施していることを国際的にも示していく必要がある。

25 (途上国支援策)

26 ○ 排出削減等の温暖化対策に取り組む途上国や、気候変動の影響に対して脆弱な途
27 上国を支援するため、我が国は、2009 年末の COP15 において、2010 年から 2012
28 年末までの 3 年間で官民合わせて概ね 150 億ドル規模の資金支援の実施を表明し、
29 2012 年 2 月までに概ね 132 億ドル以上の支援を実施してきた。こうした我が国の貢
30 献が開発途上国における温暖化対策により有効に使われるよう、途上国支援のため
31 の制度案を我が国から提案・発信していくことが重要。

32 ○ また、COP17 において表明した「世界低炭素成長ビジョン」の中で、我が国は脆
33 弱国を中心とした途上国に対し、適応対策や人材育成等の支援を 2013 年以降も切れ
34 目なく実施していくことを各国に訴えかけた。

35 ○ 世界の温室効果ガス排出量の約 17% を占める途上国における森林減少・劣化に由
36 来する排出や、約 14% を占める農業に由来する排出を考慮し、我が国の農林水産分

1 野における技術や経験・知見を生かし、REDD+（途上国における森林減少・劣化対
2 策）や、農業セクターの緩和策における国際協力を促進することが重要である。

3

4 ○ また、エネルギー消費の大きい都市の対策は重要であり、我が国の自治体・地域
5 における先進的な取組を経済発展著しいアジア等の諸都市に普及させていくことも
6 我が国の国際貢献として大きな意義を有するものといえる。

7

8 ○ 今後は、カンクン合意に基づく長期資金（2020年までに官民合わせて年間1000
9 億ドル）を実現するため、「緑の気候基金」を中心とした資金支援の仕組みの整備や、
10 技術移転、能力開発に関する支援の一層の推進に向けて具体的な議論を進めていく
11 ことが必要である。

12

1 **4. 我が国これまでの取組と温室効果ガスの排出量及び吸収量の状況**

2 **(温室効果ガスの排出状況)**

- 3 ○ 我が国の温室効果ガスの総排出量は、2010年度確定値で、約12億5,800万トン
 4 (CO₂換算。以下同じ。)であり、基準年度(原則1990年度)比で0.3%減少して
 5 いる。ガス別・部門別の排出量は表1のとおりである。

6 図表 温室効果ガスの排出状況

7 (単位:百万トン)

	基準年 (全体に占める割合)	2010年度実績 (確定値) (基準年増減)	2010年度の目安 (基準年増減)
エネルギー起源 CO ₂	1,059(84%)	1,123(+6.1%)	1,076～1,089(+1.6%～+2.8%)
産業部門	482(38%)	422(-12.5%)	424～428(-12.1%～-11.3%)
	164(13%)	217(+31.9%)	208～210(+26.5%～+27.9%)
	127(10%)	172(+34.8%)	138～141(+8.5%～+10.9%)
	217(17%)	232(+6.7%)	240～243(+10.3%～+11.9%)
	67.9(5%)	81.0(+19.3%)	66(-2.3%)
非エネルギー起源 CO ₂	85.1(7%)	68.6(-19.4%)	85(-0.6%)
メタン	33.4(3%)	20.4(-38.8%)	23(-32.3%)
一酸化二窒素	32.6(3%)	22.1(-32.4%)	25(-24.2%～-24.0%)
代替フロン等3ガス	51.2(4%)	23.5(-54.0%)	31(-39.5%)
合 計	1,261(100%)	1,258(-0.3%)	1,239～1,252(-1.8%～-0.8%)

11 ※基準年の数値は、平成19年に確定した我が国の基準年排出量

12 ※2010年度実績は、平成24年4月13日に公表された2010年度温室効果ガス排出量(確定値)

13 ※2010年度の目安は、目標達成計画改定時の計算方法により算定した目安

- 14 ○ エネルギー起源 CO₂の排出量については、産業部門及び運輸部門では、目標達成
 15 計画の目安を下回っている一方、家庭部門、業務その他部門及びエネルギー転換部
 16 門では、目安を上回っている状況である。

17 また、その他の温室効果ガス(非エネルギー起源 CO₂、メタン、一酸化二窒素及
 18 び代替フロン等3ガス)の排出量については、目標達成計画の目安を下回っている。

19 **(我が国温室効果ガスの吸収量及び政府による京都メカニズムの活用状況)**

- 20 ○ 森林吸収源対策については、2008年度以降、毎年78万haの森林整備を行うこと
 21 により算入の対象となる森林を増加し、目標を達成することとしている。2009年度

においては、81万haの森林整備（うち間伐59万ha）を行い、4,633万トンの吸収量が得られるなど、現在の対策を継続して実施すれば目標達成ができる水準にある。

○ 都市緑化等については、京都議定書3条4の対象である「植生回復」として、2009年度には103万t·CO₂の吸収量が得られている。

○ また、政府による京都メカニズムの活用については、2012年4月1日までに9,756万トン分のクレジットを取得する契約を結んだところであり、目標の約1億トンの確保の目途が立っている。

なお、政府による自主行動計画のフォローアップ結果によれば、同計画の目標達成のため民間事業者が政府口座に移転した京都メカニズムクレジットの量は、2008～2010年度の合計で約1.7億トンとなっている。

(各対策・施策の進捗状況)

○ 地球温暖化対策推進本部において、各対策・施策の排出削減量及び目標達成計画に掲げられた対策評価指標について、原則として2000年度から2010年度までの実績の把握を行った結果、全体で188件の対策のうち、見込みに照らした実績のトレンド等は以下のとおり。

- | | |
|----------------------------|-----|
| ① 目標達成又は実績のトレンドが見込みを上回っている | 64件 |
| ② 実績のトレンドが概ね見込みどおり | 73件 |
| ③ 実績のトレンドが計画策定時の見込みと比べて低い | 31件 |
| ④ その他（定量的なデータが得られないものなど） | 20件 |

○ 目標達成又は実績のトレンドが見込みを上回っている対策や実績のトレンドが概ね見込みどおりの対策には、建築物の省エネ性能の向上、トップランナー基準に基づく機器の効率向上等、自動車単体対策、森林・林業対策の推進による温室効果ガス吸収源対策の推進などがある。

○ 実績のトレンドが計画策定時の見込みと比べて低い対策のうち、自主行動計画に係るものについては、各団体に対して取組の強化を促しているところである。また、自主行動計画以外の対策については、対策・施策の追加・強化を行う必要がある。

○ さらに、各対策・施策で、実績データが入手できないために進捗度合が現段階では分からぬものや、実績値の把握が遅いものも依然としてあるため、実績データの入手及びデータ整備の早期化に努めていく必要がある。

○ 2011年12月の目標達成計画の点検において、計画策定時の見込みと実績のトレンドに大きな乖離が生じている対策や、前回点検（2009年7月）においても見込みを下回り、対策の強化が必要とされていたにもかかわらず、今回の点検においても実績が見込みを下回っている対策が見られた。これらの対策については、目標達成

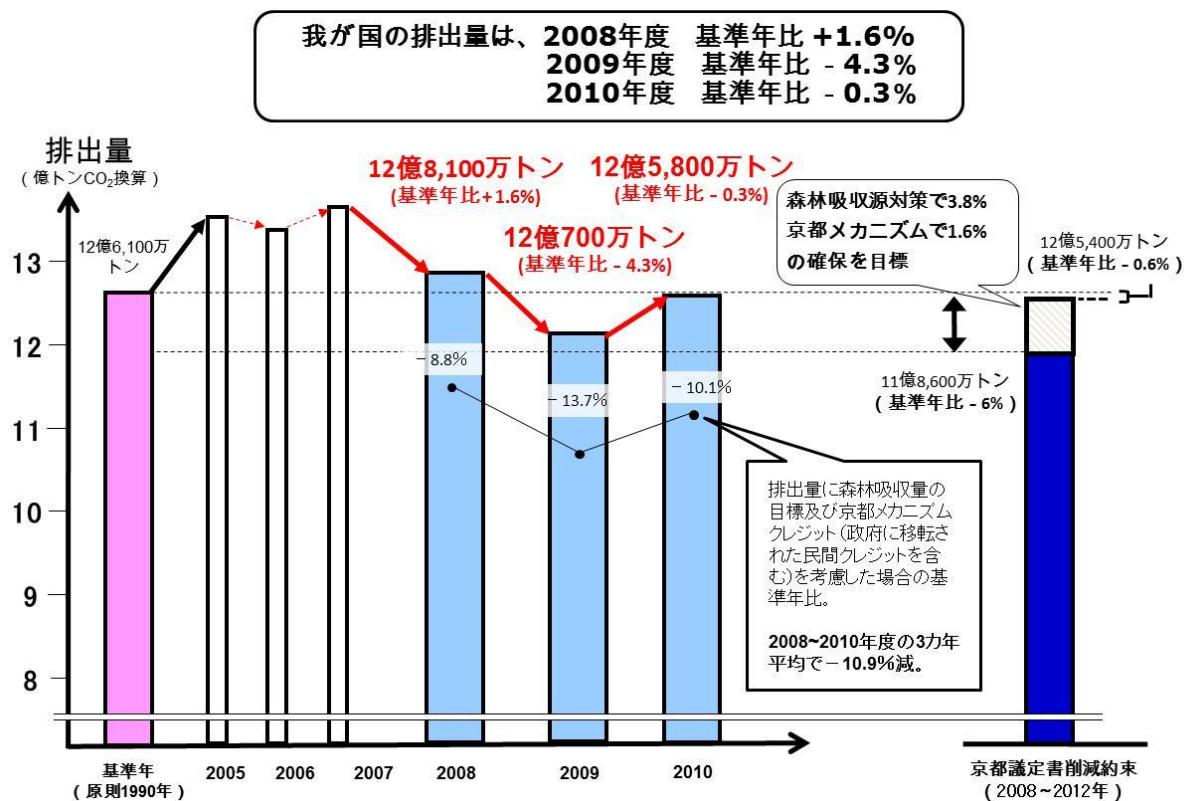
1 計画の策定時からの状況変化も影響を与えていていると考えられるものの、2013年以降
2 の地球温暖化対策の国内対策を検討する際には、対策自体の在り方や、削減をより
3 確実なものとする施策の在り方についても、検討が必要と考えられる。また、活動
4 量の変化が対策量や削減量に与える影響についても精査・検討が必要と考えられる。
5

6 ○ なお、再生可能エネルギーの普及・拡大を目的とした電気事業者による再生可能
7 エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、平成24年7月1日から再生可能
8 エネルギーの固定価格買取制度が開始されるとともに、10月からは、地球温暖化対
9 策のための石油石炭税の税率の特例が施行される。

10 (第一約束期間全体の排出量見通し)

11 ○ 2008年度から2010年度の3か年について、実際の排出量に、森林吸収量の目標、
12 政府による京都メカニズムの活用による排出削減予定量及び自主行動計画の目標達
13 成等のため民間事業者等が政府口座に移転した京都メカニズムクレジット（2008～
14 2010年度の合計で約1.7億トン）を加味した場合、排出量の合計は約33億7,200
15 万トンとなる。第一約束期間において6%削減約束を達成するために必要な3か年の
16 排出量の合計（35億5,700万トン）を下回っている状況にあり、単年度ベースで
17 見ると、約5%の超過達成の状況である。

18 ○ 一方で、第一約束期間の残り2年間である2011年度及び2012年度については、
19 2011年3月11日に発生した東日本大震災後の原子力発電の稼働状況、節電等によ
20 る電力需要の状況、経済活動の状況、気象状況などの予見が困難な要因に大きく影
21 韶を受けるため、第一約束期間を通じた見通しを現時点で示すことは困難である。
22



図表 我が国の温室効果ガス排出量の推移

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

- 以上のような対策の進捗状況及び排出量の見通しを踏まえれば、目標達成は予断を許さない状況にあり、政府として、引き続き、円滑な予算執行等により対策・施策を着実に実施し、京都議定書に基づく削減約束の確実な達成に向け努力していくことが適当である。
- また、更なる長期的・継続的な排出削減を目指し、社会経済のあらゆるシステムを構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへ抜本的に変革させが必要な状況となっている。

5. 2050年までの長期目標を視野に置いた持続可能な低炭素社会の将来像

(地球温暖化対策の長期的な目標)

- 我が国は、産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を2°C以内にとどめるために温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要があることを認識し、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めることとしている。
- 第4次環境基本計画（平成24年4月27日）において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。この2050年までに80%排出削減を目指すという目標は、G8ラクイラ・サミットなどの場で表明されているものであり、先進国共通の目標となっている。

ア. 技術WGにおける検討

- 東日本大震災や原発事故を踏まえ、今後のエネルギー供給は従来の想定よりも厳しいものとなることが予想される。そこで、技術WGでは、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を見据え、改めて低炭素技術の利用可能性の再検討を行うとともに、これらの省エネルギー・低炭素エネルギー技術（なお、2050年の省エネルギー・低炭素エネルギー技術として原子力発電は今回の推計では見込まなかった。）によって、2050年にどの程度の排出削減が可能となるかを算定した。同時に、これらの低炭素技術を需要側の側面から整理し、2050年の低炭素社会の実現のための技術開発・社会の仕組みの方向性はどのようなものが望まれるかについて検討を行った。
- 技術WGでは、東日本大震災前に検討していた2020年、2030年の社会や経済の姿の延長上にある2050年の社会や経済の姿を想定し、検討を行った。検討に際しては、下記のような前提を置いた。
 - ・80%削減という目標は、エネルギー需要・供給のあらゆる部門で限りなくゼロエミッションを目指して初めて到達可能であるとの観点から、技術的 possibility に重点を置く
 - ・したがって、明らかに非合理と判断される場合を除いては、2050年時点での各技術のコストを推計することは困難であることから、コストを勘案せず排出削減効果を算定また、検討する対策がマクロフレームWGで議論されている5つの社会における温室効果ガスの大幅削減可能性の検討に資するよう、技術WGとマクロフレームWGとの間で情報交換を行うとともに、住宅・建築物WG、自動車WG、エネルギー供給WG等からの情報提供を受けた。
- 2050年の住まいの姿としては、住宅本体の工夫、省エネ機器の利用、自然エネルギーの活用、エネルギーの賢い利用などによって、無駄を省き必要最小限度のエネ

1 ルギーを利用することで低炭素な住まいを実現するとともに、快適性・安全性を高
2 めた住まいが必要とされる。

3

4 ○ 2050 年のオフィスの姿としては、建物本体の工夫、省エネ機器の利用、自然エネ
5 ルギーの活用、エネルギーの賢い利用などによって無駄を省き必要最小限度のエネ
6 ルギーを利用してことで低炭素なオフィスを実現するとともに、快適性・耐災害性・
7 効率性を高めたオフィスが必要とされる。

8

9 ○ 2050 年の産業部門の姿としては、鉄鋼、石油化学などエネルギー多消費産業につ
10 いては革新的技術が開発・普及し、世界トップランナー効率によるものづくりが行
11 われ、さらに、薄くて強い素材など、使用段階においても低炭素社会を支える製品
12 を供給することが必要とされる。鉄鋼、セメント、石油化学のうち、沿岸域に立地
13 するプラントについては CO₂回収・貯留 (CCS) が設置され、業種横断的な技術と
14 して、モーターや加熱装置の高効率機器や産業用ヒートポンプの普及により、温室
15 効果ガス削減が進んでいることが必要とされる。

16

17 ○ 2050 年の自動車輸送の姿としては、①あらゆる車格で次世代自動車等の環境性能
18 に優れた自動車を選択できることで 2050 年には新車販売の大部分（約 90%）が次
19 世代自動車等となり、低炭素・低公害な自動車が大量に普及し、②エコドライブや
20 先進的な ITS 技術 (Intelligent Transport Systems ; 高度道路交通システム) の浸
21 透、カーシェアリングの拡大等による自動車利用の効率化が進むことにより、自動
22 車からの CO₂排出を最小化するとともに、③燃料の低炭素化（バイオ燃料や天然ガ
23 ス、水素など）や交通流対策により、残る CO₂排出量を最小化していることが必要
24 とされる。

25

26 ○ 2050 年の発電部門の姿としては、火力発電所は発電効率が極めて高く、需給調整
27 能力に優れたガス火力発電や石炭火力発電が稼働し、すべての火力発電所には CCS
28 が設置されていることが必要とされる。再生可能エネルギー発電については、太陽
29 光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電海洋エネルギー発電、バイオマス発電
30 の普及が進み、総発電電力量においても大きなウェイトを占めていることが必要と
31 される。需要と供給のバランスについては、高度情報化された通信システムが双方
32 の情報から揚水発電や蓄電池などの蓄電装置、火力・水力発電所の調整能力を用いて
33 再生可能エネルギーから生じた電力を有効に活用することが必要とされる。ただし、
34 情報システムにはサイバーテロといったセキュリティ上の課題があることを十分に
35 認識したシステムの設計・セキュリティ対策が必要である。

36

37 ○ 2050 年の非エネルギー部門の姿としては、工業プロセス起源のうち、セメント業
38 や鉄鋼業の石灰石起源のものについては、セメントキルンや高炉に設定された CCS
39 によって、エネルギー燃焼起源の CO₂とともに CO₂が回収され、農業起源の CH₄
40 や N₂O については飼料や生育方法の変更などによって、排出削減がなされているこ

とが必要とされる。HFC 等 3 ガスについては、低 GWP³冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質の無い分野における排出抑制の徹底により、排出がほぼゼロになっており、廃棄物の焼却・最終処分に伴う CO₂、CH₄、N₂O の排出削減対策が進められていることが必要とされる。

- 以上を踏まえ、幅広く技術を検討し、定量化できるものとして、一定の社会シナリオを前提として、太陽光、風力、太陽熱水力、地熱などを最大限導入するなど世界最高水準の再エネ、省エネを想定して、最終エネルギー消費量、一次エネルギー供給量、温室効果ガス排出量の算定を行った。

図表 2050 年 低炭素社会を構築する主たる技術

削減要素	ものづくり	すまい オフィス・店舗など	交通・物流	エネルギー 供給
①ライフスタイルの見直し			カーシェアリング エコドライブ	
②満足あたり必要サービス削減技術 (=無駄なエネ消費の根源を削減)	高附加值製品開発	建物の断熱化 ・全ての住宅・建築物が高断熱 HEMS・BEMS ・全ての住まい・オフィスに設置	SCM 公共交通機関 モーダルシフト	
③サービスあたりエネルギー消費削減技術 (=省エネ機器の更なる省エネ改善)	革新的な技術 ・水素還元製鉄 ・内部熱交換型蒸留塔(石油) ・低温焼成(セメント)など	高効率電気機器 ・高効率家電・動力機器・情報機器 高効率照明 ・照明効率 現状蛍光灯比 2倍超 ヒートポンプ給湯 ・現状比 1.5倍超	次世代自動車 ・100% 次世代自動車(乗用車) 高効率貨物車 ・高効率ディーゼル貨物自動車 電池電車・路面電車 ハイブリッド電車	高機能火力 ・高効率石炭火力(A-IGCC, A-IGFC) ・高効率ガス火力 ・高効率石油火力
④低炭素エネルギー技術 (=低炭素エネルギーの徹底利用)	ガス化・電化 ・高温熱需要: 石炭・石油→ガス ・低温熱需要: ヒートポンプ CCS ・鉄鋼、セメント、石油化学	太陽光・熱 ・太陽光発電 約2億5000万kW (メガソーラー含む) ヒートポンプ利用 ・空調・給湯器・乾燥機	電化促進 ・バイオ燃料 ・自動車用燃料 20%混合	再生可能エネ ・太陽光、風力、地熱、中小水力、バイオマス、海洋エネなど 新燃料技術 CCS ・全ての火力発電所に設置
⑤低炭素エネルギー利用管理技術	分散EMS技術	分散EMS技術 分散EV技術管理技術 ・揚水発電、バッテリー、スマートメータ、ヒートポンプ給湯器、再エネ出力予測技術、再エネ出力制御機能など	交通管理技術 充電管理技術	PV・風力発電予測技術 PV・風力運用管理技術
その他		プロンガスのゼロエミッション化		
2050年の姿	世界トップランナー効率によるものづくり	ゼロエミッション住宅 ゼロエミッション建築物	低炭素交通網・物流網 次世代自動車100%	ゼロエミッション電源

- その結果、最終エネルギー消費については、民生部門と運輸部門で大幅な省エネと電化を実現することにより最終エネルギー消費量を現状の 4 割程度削減する姿となった。
- 一次エネルギー供給量の内訳については、低炭素化が進み、再生可能エネルギーの比率が約 5 割となる姿となった。
- 温室効果ガス排出量については、省エネルギー・低炭素エネルギー技術の導入に加え、CCS による炭素貯留により、2050 年までに 80% 削減を達成する可能性を見

³ GWP (地球温暖化係数) とは、各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、CO₂の当該効果に対する比で表したもの。

1 出した。なお、CCSについては、コストがかかり、発電効率が悪くなるため、CO₂
 2 の排出削減目標が無ければ実行はされないものの、CO₂ 1トン当たり 8,000 円以下で
 3 できるだろうとの報告（第6回小委員会（平成23年12月21日山地理事コメント）
 4 もあった。

5 ○ また、更なる低炭素社会の実現を目指すため、望まれる技術の方向性を精査し、
 6 とりまとめを行った。

7 9 図表 低炭素社会の構築に向けた技術の方向性

GHG 削減の タイプ	民生部門	産業部門	運輸部門	エネルギー供給部門
①ライフスタイルの見直し	・シェアハウスの開発と普及 ・照度や冷暖房温度・湿度の見直し ・業務の再生可能エネルギーの豊富な地域への移動	・再生可能エネルギーの豊富な場所への移動 ・サービスの見直しによる素材利用量削減	・不必要的移動・輸送を省略化する技術・システム ・移動目的の見直しによる移動量削減	・省エネ・節電に継続的に取り組むための社会システムの改革
②満足あたる必要サービス削減技術	・レンタル・リース機器の普及・拡大 ・自然の光を取りこむ技術 ・建物内の暖気・冷気を逃がさない建築技術の適用範囲の拡大 ・浴槽・浴室内の熱を逃がさない技術 ・無駄な機器稼働を徹底的に排除する技術・システムの低コスト化・適用範囲の拡大	・素材利用量を削減する技術およびシステム ・電炉鋼から高付加価値製品が生産できるような技術およびシステム ・需要に応じ無駄な生産・調達・在庫を減らす SCM	・レンタル・リースの普及・拡大 ・効率的な輸送手段の組み合わせを行う移動・輸送調整システム	・需要側の満足度を維持しつつ供給条件を緩和する技術の開発
③サービスあたりエネルギー消費削減技術	・LED・有機EL等の次世代照明の超高効率化・適用範囲の拡大 ・ヒートポンプ技術の高効率化・適用範囲の拡大 ・家電やオフィス機器の超省エネ化	・世界トップランナーのエネルギー効率を達成する革新的技術の開発 ・汎用的な加熱機器や動力機器の世界トップランナーエfficiencyの実現	・モータ駆動式自動車の低コスト化・脱レアメタル依存・長距離輸送の実現 ・車体全体の工夫による実走行燃費の向上	・世界トップランナーの発電効率を実現する革新的火力発電技術の開発
④低炭素エネルギー技術	・化石燃料を燃焼する機器から低炭素エネルギー利用機器への転換 ・太陽光発電の高出力化・低コスト化・安全管理	・産業部門のCO ₂ 大規模発生源に設置できる CCS 技術の開発 ・高温熱はガス利用、低温熱はヒートポンプとなる新技術の利用	・次世代自動車・鉄道用エネルギーの供給インフラの構築 ・食糧生産や森林を賄かすことのないバイオ燃料の生産方法の確立	・自然エネルギーを最大限に活用できるような多様な再生可能エネルギー発電技術の開発 ・エネルギー供給部門のCO ₂ 大規模発生源に設置できる CCS 技術の開発 ・限りなくゼロエミッションの熱供給
⑤低炭素エネルギー利用管理技術	・スマートメータを通じた需要調整や消費者による低炭素電源選択を可能にするシステムの開発		・電気自動車用バッテリーに再生エネ発電の負荷調整機能を担わせるシステムの開発 ・レアメタル使用率の極めて小さい省エネ機器の開発、レアメタルを容易にリサイクル・リユースできるシステムづくり	・再生可能エネルギーを最大限に活用し、限りなくゼロエミッションな電源に近づくことを目指す電力需給調整システムの開発 ・レアメタル使用率の極めて小さい機器の開発、レアメタルを容易にリサイクル・リユースできるシステムづくり

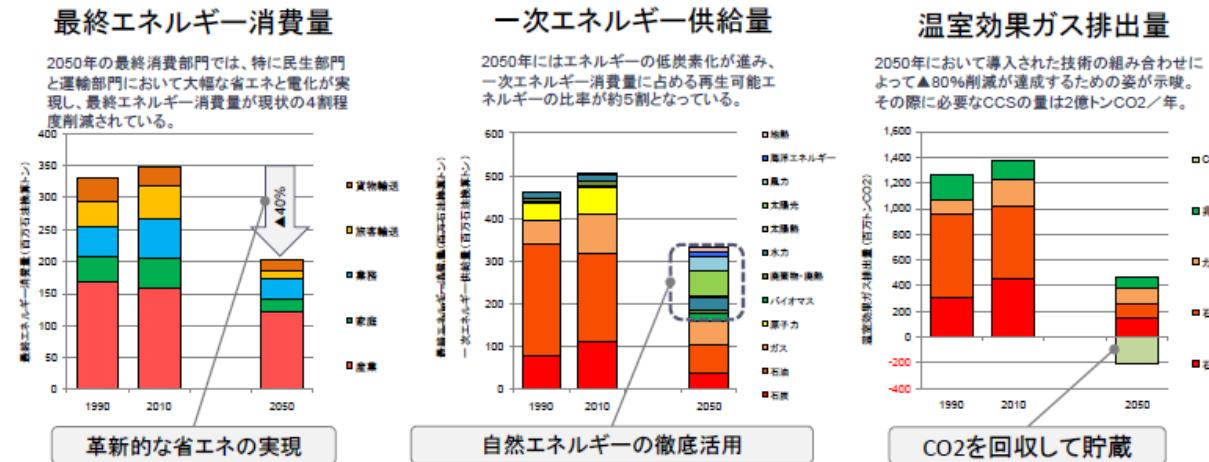
8

10 ○ 今後、更なる低炭素化を目指すには、以下のことを実施していくことが望まれる。
 11 ・対策技術の開発・普及の障壁の把握とその打開のために必要な方策の検討
 12 ・従来の機器単体の効率向上に加え、エネルギー消費量が少なくても満足度を減ら
 13 さずに済むライフスタイルへの変換、必要なサービスを通じ満足度を高められる技
 14 術についての更なる検討
 15 ・再生可能エネルギーの大量普及を前提としたエネルギー需給システムの詳細な設
 16 計など

17 ○ なお、ここでとりまとめた技術 WG における検討結果は、「6. 2020 年及び 2030
 18 年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案」に係る検討以前にとりまとめた
 19 ものであるため、2030 年までの施策検討結果と整合しない分野がありうる。このた
 20 め、今後、2030 年までの検討で実施された経済性評価の結果、複数シナリオの考
 21 見方などを視野に入れ、再度検討を行うことが有益と考えられる。また、今回の調査
 22 に利用した技術データや削減量見積の方法論等を、将来の見直しや他機関における
 23 24 25

検討等の際に有効に利用できるようにデータベース化し、適宜更新するような仕組みを構築しておくことも有効である。

3



図表 2050 年の温室効果ガス排出量

4

5

6

(部会・小委員会における主な意見)

○ 技術 WG からの報告に対し、委員からの主な意見は以下のとおり。

・発電部門の将来像について、原子力発電はエネルギーセキュリティの観点からも一定の割合を見込むケースを検討すべきではないかとの意見、CCSについて、CCS の導入には相当な準備が必要ではないか、CCS に CO₂ 削減を頼るのは危ういのではないかとの意見があった。

・運輸部門の将来像について、自動車は 2050 年にはエコカー等により電動化が更に進むのではないかとの意見、運輸部門の一部の燃料は 2050 年でもガソリンなどの液体燃料を必要とするのではないかとの意見、充電を伴う電動化では、自動車の CO₂ 排出量が、火力発電所等の電源の CO₂ 排出源単位に依存する側面がある一方で、再生可能な電力の活用によって CO₂ を削減する方法も想定されるとの意見があった。

・産業部門の排出について、排出量が大幅に削減されている民生部門に対し、産業部門の活動量はある程度決まっており、CO₂ 削減が難しいシナリオになっている可能性があるのではないかとの意見があった。

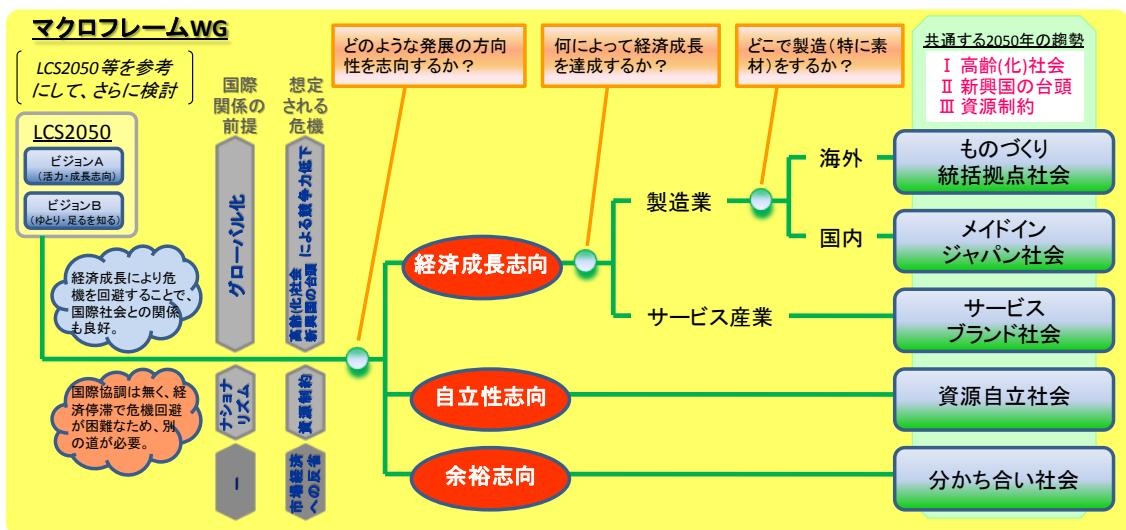
・コストについて、エネルギーコスト、社会コストについて分析を行うことを含め、経済的なフィージビリティについての検証が必要ではないかとの意見があった。

イ. マクロフレーム WG における検討

○ 技術 WG では、東日本大震災前に検討していた 2020 年、2030 年の社会や経済の姿の延長上にある 2050 年の社会や経済の姿を想定し、どの程度の排出削減が可能となるかの検討を行ったが、2050 年に想定される低炭素社会の姿としては様々な社会

の姿が想定される。そこで、マクロフレームWGでは、2050年に想定しうる社会として、5つの異なる社会を描き、その定量化を行った上で、技術WGにおいて検討した対策を踏まえて、必要とされる削減量の算定し、それぞれの社会で2050年にどの程度の排出削減が可能か検討を行った。

- 5つの社会については、既往研究を参考としつつ、2050年までに我が国を取り巻く国内外の経済社会の状況を想定した上で、2050年における我が国と国際社会との関係に係る検討結果から、「経済成長志向」「自立性志向」「余裕志向」という将来に対する3つの志向に大別した。これに加え、「経済成長志向」の場合に何によって経済成長を達成するのか、経済成長をものづくりで達成する場合にどこで生産を行うのかという分類を行い、5つの社会を想定した。



図表 2050年に想定した5つの社会

- 我が国を取り巻く状況としては、我が国が高齢社会を迎えること、人口減少や世界の中での相対的な国としての経済的地位の低下が見込まれる一方、新興国の台頭などにより世界全体では人口増加や経済成長が想定される。この人口増化と経済成長を背景として資源やエネルギーの需要増加や供給制約による資源・エネルギー価格の高騰が見込まれることから、資源・エネルギーの制約が想定される。
- 具体的には、我が国の総人口は、2010年の約1億2,800万人から、2050年には▲24%の約9,700万人になると推定されている。このうち、生産年齢人口の区分に入る15歳以上65歳未満の人口を見ると、2010年の約8,200万人から、2050年には▲39%の約5,000万人に激減する。例えば、2010年程度の労働者比率を確保するためには、計算上は75歳頃まで働いていくことになる。
- 他方で、2050年の世界人口は約90億人となり、開発途上国の人口割合は約9割に達する一方で、日本は世界の1%程度となることが想定される。また、2050年の世界のGDPに占める日本の比率は13.2%（2000年）から4.3～6.4%に大きく後退

- 1 することが想定される。
- 2
- 3 ○ 貿易に係る国際ルール化が進展することに伴い、国境による貿易障壁がなくなる
4 可能性が考えられる一方で、自国産業保護、ナショナリズム台頭などにより、貿易
5 自由化が進展しない可能性も想定される。中東の政情不安、アジアの需要増等による
6 原油・天然ガス・石炭等の価格上昇、資源価格高騰によるより厳しい資源制約、
7 レアメタル等金属資源需要の大幅な拡大などが予測されている。
- 8
- 9 ○ 上記の我が国を取り巻く国際社会情勢等を踏まえ、マクロフレーム WG では 5 つ
10 の社会の描写を行った。これらの 5 つの社会には、国民がある面では「望ましい」
11 と思う側面がある一方で、その社会を目指す場合の問題点やそれが実現しない可能
12 性もあることから、光の部分（メリット）と影の部分（デメリット）を併せて記述
13 した。
- 14 ①ものづくり統括拠点社会
15 ②メイドインジャパン社会
16 ③サービスブランド社会
17 ④資源自立社会
18 ⑤分かち合い社会
- 19

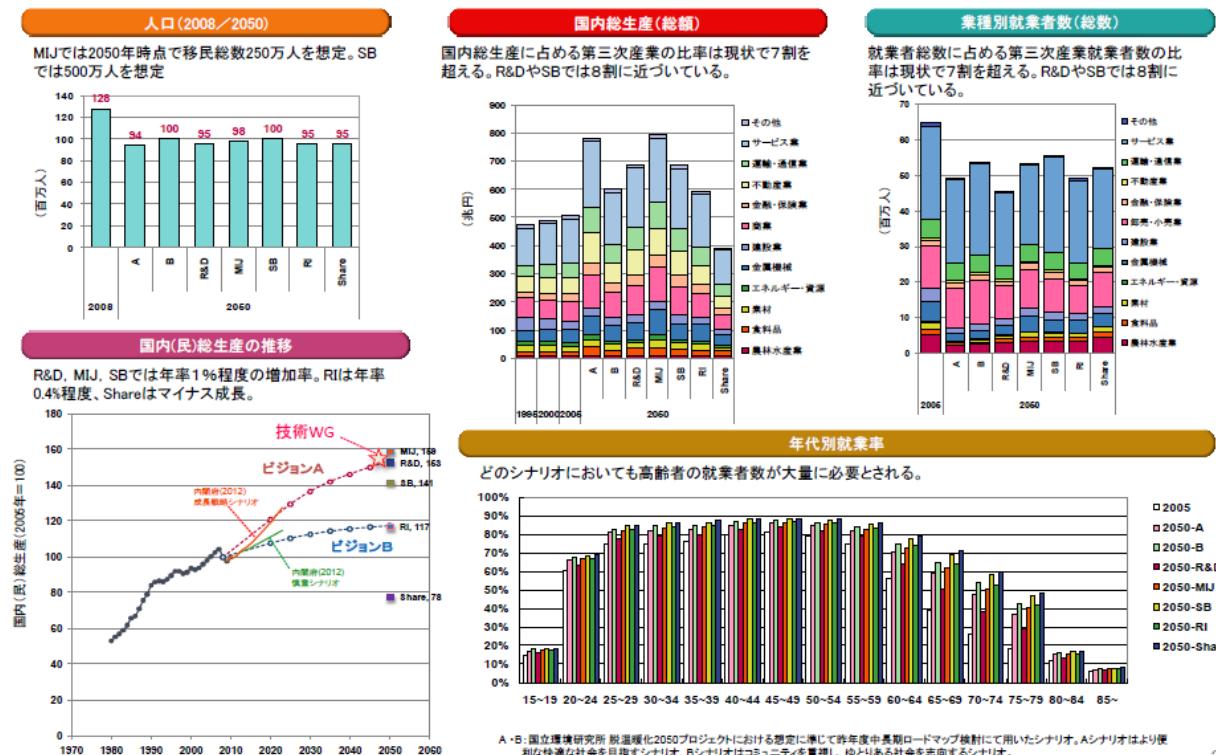
R & D ものづくり統括拠点社会	+ ものづくりの技術開発(R&D)で世界の知恵の中心地となり、低炭素技術で世界を牽引する社会。技術開発力を活かして海外の売上げにより成長。 - 世界トップレベルの技術力を維持するため、世界最先端施設の整備や変革者の発見と育成を行い、激しい競争に打ち勝っていくことが要求される社会。
M I J メイドインジャパン社会	+ 世界を相手にする低炭素技術を中心とした製品や、海外の中・高所得層向けのメイドインジャパンブランドの高付加価値製品を製造・販売する。 - イノベーションが起こりにくく、国際競争力の維持のために生産に従事する労働者の給与が抑制され、為替変動にも大きな影響を受ける社会。
S B サービスブランド社会	+ 日本が伝統的に育んできた丁寧なサービス精神を生かして、海外又は来訪した外国人の消費により成長する第三次産業中心の社会。 - 海外顧客向けの高品質なサービスが追求され、国内の富裕層のみがそのサービスを利用できる社会。
R I 資源自立社会	+ 世界のナショナリズム化に備えて、エネルギーと資源、食料などを可能な限り国内でまかなうことを志向する社会。 - 資源自立を維持するため、経済的に高いエネルギーと資源を使用している社会。
Share 分かち合い社会	+ 新たな価値観の下で必要なモノとサービスを国内調達して、無理なく暮らせるお互い様社会で、時間的な余裕のある生活を重視。 - 経済的には脆弱で、個人よりもコミュニティが優先される社会。集団行動やモノの共有が日常となる。

20 図表 5つの想定しうる社会の光（メリット）及び影（デメリット）

- 21
- 22 ○ ものづくり統括拠点社会（R&D）では、光の部分（メリット）として、ものづくりの技術開発（R&D）で世界の知恵の中心地となり、低炭素技術で世界を牽引するとともに、先端的な技術開発力を活かして、海外の売上げにより成長することが想定される。他方で、影の部分（デメリット）として、世界トップレベルの技術力を維持するため、世界最先端施設の整備や変革者の発見と育成を行い、激しい競争に打ち勝っていくことが要求される社会が想定される。なお、この社会への移行が失敗した場合には、国際的な拠点になれないため、研究開発機能や工場は次々に海外

- 1 で立地することとなり、雇用も縮小に向かうことが想定される。
- 2
- 3 ○ メイドインジャパン社会（MIJ）では、光の部分（メリット）として、世界を相
4 手にする低炭素技術を中心とした製品や、海外の中・高所得層向けのメイドインジ
5 ャパンブランドの高付加価値製品を製造・販売ことが想定される。他方で、影の部
6 分（デメリット）として、イノベーションが起こりにくく、国際競争力の維持のた
7 めに生産に従事する労働者の給与が抑制され、為替変動にも大きな影響を受ける社
8 会が想定される。なお、この社会への移行が失敗した場合には、世界市場で市場性
9 を有する高付加価値製品の供給ができない場合、国内生産もできなくなることが想
10 定される。
- 11
- 12 ○ サービスブランド社会（SB）では、光の部分（メリット）として、我が国が伝統
13 的に育んできた丁寧なサービス精神を生かして、海外又は来訪した外国人の消費に
14 より成長する第三次産業中心の社会が想定される。他方で、影の部分（デメリット）
15 として、海外顧客向けの高品質なサービスが追求され、国内の富裕層のみがそのサ
16 ービスを利用する社会が想定される。なお、この社会への移行が失敗した場合には、
17 繙続的な海外発信や外国人向けマーケティングと、新たなコンテンツ開発が不
18 十分なため、サービス産業への転換と高度化が進展しないことが想定される。
- 19
- 20 ○ 資源自立社会（RI）では、光の部分（メリット）として、世界のナショナリズム
21 化に備えて、エネルギー・資源、食料などを可能な限り国内でまかなうことを志向
22 する社会が想定される。他方で、影の部分（デメリット）として、資源自立を維持
23 するため、経済的に高いエネルギー・資源を使用している社会が想定される。なお、
24 この社会への移行が失敗した場合には、世界市場から経済的な資本や財の調達がで
25 きず、市場競争力の持つ商品の開発・生産ができないことから、国内中心の技術開
26 発は、ガラパゴス化することが想定される。また、国際社会との付き合い方が難し
27 く、外交力が発揮できないため、国内調達できない資源が入手困難となることが想
28 定される。
- 29
- 30 ○ 分かち合い社会（Share）では、光の部分（メリット）として、新たな価値観の下
31 で必要なモノとサービスを国内調達して、無理なく暮らせるお互い様社会で、時間
32 的な余裕のある生活を重視する社会が想定される。他方で、影の部分（デメリット）
33 として、経済的には脆弱で、個人よりもコミュニティが優先される社会や集団行動
34 やモノの共有が日常となることが想定される。なお、この社会への移行が失敗した
35 場合には、生活水準が低下するにつれ、資産を巡る争いが生じ、助け合う精神が希
36 薄化することが想定される。
- 37
- 38 ○ これらの5つの想定しうる社会について、2050年時点の人口、経済成長率、輸出
39 入、素材生産量等の定量化を行った。人口については、各シナリオで0.95～1億人
40 程度と推計された。国内総生産については、ものづくり社会、メイドインジャパン
41 社会、サービスブランド社会では、一人当たりで年率1%半ば程度の増加率、総額
42 で年率1%程度の増加率となった。2050年の国内総生産（総額）は、ものづくり総

括拠点社会では約 750 兆円、メイドインジャパン社会では約 800 兆円、サービスブランド社会では約 720 兆円、資源自立社会では約 590 兆円、分かち合い社会では約 390 兆円となった。貿易金額については、メイドインジャパン社会では現状の 2 倍程度の輸出額となる一方で、資源自立社会、分かち合い社会では低位で推移した。また、どのシナリオにおいても高齢者の就業者数を大幅に増加させる必要があると想定された。

7
8

9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
33
図表 マクロフレームの定量化

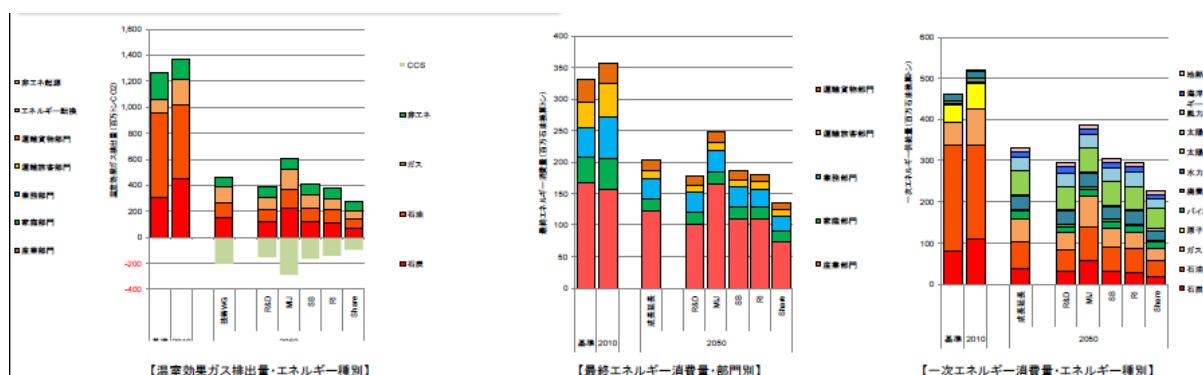
- その上で、国立環境研究所 AIM チーム日本技術モデルを用い、5つの想定しうる社会における 2050 年時点の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量及び発電電力量を算定した。
- メイドインジャパン社会では、2050 年までに 80% 削減を達成することは他のシナリオと比べるとより難易度が高く、その実現のためにはより多くの炭素回収・貯留を行う必要がある。また、貿易などで得た収益を低炭素投資に充て、ここでは想定していないような更なる革新的技術を生み出していくことが必要となる。
- 分かち合い社会では、最終エネルギー消費量が約 6 割（発電電力量は約 3 割）削減されることから、さらに CO₂回収量を 5 割程度落としても 80% 削減達成の可能性がある。
- ものづくり統括拠点社会、サービスブランド社会、資源自立社会では、一次エネ

1 ルギー消費量が約4割強削減し、多くの炭素回収・貯留を行うことで80%削減達成
2 の可能性がある。

3
4 ○ 以上のように将来の社会の方向性により低炭素社会実現のために必要とされる対
5 策や導入の強度や社会の有り様は異なってくるものの、想定しうる5つの社会のい
6 ずれの社会においても2050年までに80%削減を達成する可能性が見出された。

7
8 ○ 我が国の将来像は様々な社会が考えられるが、持続可能な低炭素社会の構築とい
9 う方向性は、低炭素社会構築のための投資が市場・雇用の創出につながるほか、地
10 域の活性化、エネルギー安全保障の確保といったさまざまな便益を生み出すもので
11 ある。いずれの社会においてもロバストネス（頑健性）やレジリエンス、効率性を
12 有する社会の構築につながるものであることから、まずは大きな方向性として持続
13 可能な低炭素社会を目指すという将来像については国民全体で目標を広く共有する
14 ことが重要である。

15
16 ○ その上で、今後の長期的な地球温暖対策の検討に当たっては、将来の社会・経済
17 の方向性について幅を持って議論を行う必要があり、低炭素社会実現のためは、ど
18 のような社会の方向性を目指すのかということも含めた議論が必要と考えられる。



22 図表 2050年温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量

23
24 (部会・小委員会における主な意見)

25
26 ○ マクロフレームWGからの報告に対し、委員からの主な意見は以下のとおり。
27 • 5つの想定しうる社会における排出量について、80%削減実現のための施策、実現
28 した後の姿をより具体的に示すべきではないかとの意見、国内だけでなく海外で
29 CO₂を削減するようなことについて評価の枠組みとシナリオを検討してもよいので
30 はないかとの意見があった。

31
32 • どの選択肢をとった場合でも、困難の度合いに違いはあるものの、一定の仮定や前
33 提の下では、2050年の80%削減の実現可能性はあるものとして理解したとの意見が
34 あった。

1
2 ウ. 地域づくり WG における検討

3
4 ○ 民生部門、運輸部門の温室効果ガスの増加の要因の一つは、自動車での移動を前
5 提としたまちづくり等による市街地の拡散、移動距離の増加などの活動効率の低下
6 である。したがって、住宅・建築物、自動車の個別技術に係る中長期的な対策に加
7 えて、地域・市街地、地区・街区といった単位における体系的な対策が必要である。

8
9 ○ また、このような低炭素型地域づくりはマルチ・ベネフィットをもたらすもので
10 あり、安全・安心の提供、居住者の利便性、生活の質の向上、地域経済の活性化な
11 どにつながり、それが地域の魅力向上にも貢献する。

12 ○ 従前の検討においては、

13 ①コンパクトシティへの転換（自動車走行量の削減）

14 ②モーダルシフト（自動車輸送分担率）

15 ③地域エネルギーの活用の促進

16 という対策・施策の大きな方向性を示すとともに、対策導入・効果量の目標値の設定、
17 対策・施策の具体化・精緻化を目指した検討などを行った。



20
21 図表 低炭素型地域のイメージ

22 ○ これを踏まえ、地域づくり WG においては、土地利用・交通サブ WG、地区・街
23 区サブ WG、物流勉強会の 4 つの WG とともに勉強会を組織し、地域ごとの取組が
24 特に期待される土地利用・交通対策や地域のエネルギー資源の活用等をはじめ、各
25 分野の温暖化対策を地域という空間スケールでどのように実施していくかを検討し
26 た。

27 ○ まず、地域が主体となって低炭素地域づくりを進めていくためには、40 年先（2050
28 年）の長期的な地域の姿を見据えながら、様々な取組を継続的に積み重ねていくこ

1 とが重要である。

2 ○ また、東日本大震災を踏まえて、

3 ①「土地利用の集約化」については、防災・減災や将来の地球温暖化への適応の
4 観点からの評価・配慮を行いつつ、引き続き対策を進めることが重要

5 ②地域においては、防災・減災及びエネルギー確保を、低炭素化と合わせて統合
6 的に考えていくことが重要

7 という2つの視点の重要性が再認識された。特に防災・減災や将来の適応への備え
8 について評価や配慮を行うことが重要である。

9 ○ 防災・減災や将来の適応への備えについて配慮した上で実施する低炭素型地域づ
10 くりに関する対策は、温室効果ガス排出削減、行政コスト削減、高齢者の生活の利
11 便性向上とともに

12 ① 防災・減災への備えの充実

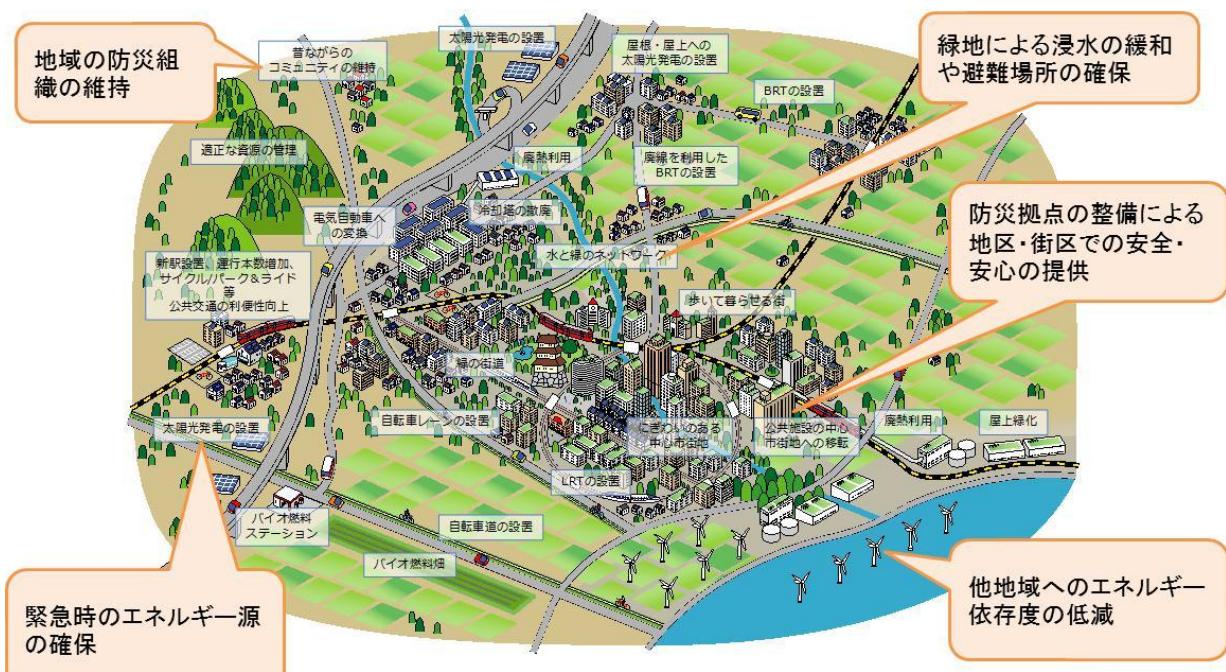
13 ② 中長期的に生じる地球温暖化影響に対する適応

14 ③ 地域資源の活用・緊急時のエネルギー源の確保

15 に繋がり、地域の安全・安心を高め、地域の魅力向上に寄与するものであることか
16 ら、引き続き、従前からの基本的方向性に沿って低炭素型地域づくりを進める必要
17 がある。

18 ○ そうした地域づくりを進めるには、地域住民、地元事業者、開発業者、行政等の
19 関係主体間の合意が不可欠である。そのため、長期を見据えた魅力ある地域の将来
20 像を地域で共有することが重要である。

21 ※地域づくりの具体的な対策・施策については、「6. 2020年及び2030年までの国内
22 排出削減対策の複数の選択肢の原案」において記述。



図表 低炭素型地域づくりと安全・安心との関係性

(部会・小委員会における主な意見)

- 地域づくり WG からの報告に対し、委員からの主な意見は以下のとおり。
 - ・防災・減災について、自然との共生は防災面からも有効である、被災地復興において低炭素化に配慮すべきであるが具体的な施策が必要ではないかとの意見があった。
 - ・地域づくりを進めていく際には、今後、高度成長期において構築された社会インフラの改修、メンテナンス及び更新に要する社会的費用を考慮しつつ進めていく必要があるのではないかとの意見があった。

1 **6. 2020年及び2030年までの国内排出削減対策の複数の選択肢の原案**

2 **(1) 複数の選択肢の原案作成に向けたケース分けの考え方**

3 **(対策・施策の強度によるケース分け)**

4 ○ 「エネルギー・環境会議の基本方針」における地球温暖化対策の選択肢の提示に
5 向けた基本方針においては、原発への依存度低減のシナリオを具体化する中で検討
6 される省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料のクリーン化は、エネルギー起源 CO₂
7 の削減にも寄与するものであり、また、需要家が主体となった分散型エネルギーシ
8 ステムへの転換も温暖化対策として有効である。エネルギーミックスの選択肢と表
9 裏一体となる形で、地球温暖化対策に関する複数の選択肢を提示することとしている。
10 また、選択肢の提示に当たっては、幅広く関係会議体の協力を要請し、従来の
11 対策・施策の進捗状況や効果を踏まえて、国内対策の中期目標、必要な対策・施策、
12 国民生活や経済への効果・影響なども合わせて提示することとしている。

13 ○ このため、小委員会の検討方針では、省エネ、再生可能エネルギー、化石燃料の
14 クリーン化（低炭素化）、分散型エネルギーシステムへの転換がどの程度可能かにつ
15 いて、検討を行うこととした。

16 ○ 具体的には、複数の選択肢の原案の作成に向けて、自動車 WG、エネルギー供給
17 WG、住宅・建築物 WG、地域づくり WG、低炭素ビジネス WG における分野ごと
18 の検討内容を小委員会・部会に報告を行う際、省エネ、再生可能エネルギー、化石
19 燃料のクリーン化（低炭素化）、分散型エネルギーシステムへの転換について、原則
20 として以下の 3 つのケースごとにどのような対策・施策が考えられるかを明示した。
21 また、生活者の行動変容を促すための対策・施策については、コミュニケーション・
22 マーケティング WG で検討を行った。その上で、小委員会においては、具体的な対
23 策・施策の評価を含め議論を行った。なお、今回検討を行った対策・施策が高位、
24 中位、低位のどのケースに分類されるかについては、今後更に検討の余地があるの
25 ではないかとの意見があった。

31 **図表 各 WG の検討に当たってのケース設定の基本的考え方**

ケース設定の基本的考え方	
対策・施策高位ケース	将来の低炭素社会の構築、資源・エネルギーの高騰等を見据え、初期投資が大きくとも社会的効用を勘案すれば導入すべき低炭素技術・製品等について、導入可能な最大限の対策を見込み、それを後押しする大胆な施策を想定したケース
対策・施策中位ケース	将来の低炭素社会の構築等を見据え、合理的な誘導策や義務づけ等を行うことにより重要な低炭

	素技術・製品等の導入を促進することを想定したケース
対策・施策低位ケース	現行で既に取り組まれ、あるいは、想定されている対策・施策を継続することを想定したケース

1
2 (原発の想定)

3
4 ○ エネルギー・環境会議の基本方針では、原発への依存度低減を具体化するととも
5 に望ましいエネルギー・ミックスをどのように実現するかについて複数のシナリオを
6 提示することとしている。これに基づき、総合資源エネルギー調査会基本問題委員会
7 において、エネルギー・ミックスの選択肢の原案作成に向けた議論が行われている
8 ことから、原発の想定については、同委員会で検討されている数値を用いた。

9
10 (2) 地域における国内温室効果ガス排出削減の検討

11
12 ○ コンパクトシティへの転換、モーダルシフト、地域エネルギーの活用といった低
13 炭素型地域づくりについては、防災・減災や将来の適応への備えにも配慮して実施
14 すれば、行政コストの削減、高齢者の生活の利便性向上と共に、防災・減災への備
15 えの充実、中長期的に生じる気候変動影響に対する適応、地域資源の活用・緊急時
16 のエネルギー源の確保等に繋がることから、地域の安全・安心を高め、地域の魅力
17 向上に寄与する。そのため、引き続き、従前からの基本的方向性に沿って、地域が
18 主体となって進めるべきである。

19
20 ○ 従前の地域づくり WG の検討においては、過去の検討成果、及び東日本大震災を
21 踏まえて重要性が再認識された視点を踏まえ、今後の低炭素地域づくりのための 7
22 つの方策として、
23 ①各主体が 40 年先（2050 年）の長期を見据えた魅力ある地域像を共有
24 ②地域の持続的な取組を支える新たな制度等の構築
25 ③防災・減災、低炭素・地域エネルギー確保に関する取組を横断的に評価する仕組
26 みの構築
27 ④中長期的な観点からの土地利用・交通政策の強化
28 ⑤地方公共団体の地域でのエネルギー確保に対する関与と責任の強化
29 ⑥地域での合意形成等を図っていくための対策効果定量化ツールの構築
30 ⑦低炭素物流の構築に向けた各主体の連携強化
31 を提示した。

32
33 ○ 低炭素型地域づくりを進めるためには、まず、長期を見据えた魅力ある地域の将
34 来像を地域で共有することが重要であり、同時に継続的・安定的に取り組めるよう
35 な財源とそれを裏付ける制度、担い手となる人材の育成が必要である。また、部門
36 間の矛盾解消、相乗効果の確保のため、防災、環境・エネルギー、社会・経済等の
37 関連分野を横断的に結び付ける計画策定及び統合的実施の仕組みが必要である。計

1 画策定に当たっては、ある分野の対策・施策を多様な側面から評価する持続性評価
2 を組み込み、パブリックインボルブメントを強化して計画の実効性を高めることが
3 重要である。

4

5 ○ また、中長期の大幅削減を実現するためには、現状の取組の延長線上にある対策・
6 施策を総動員するとともに、より踏み込んだ措置（土地利用・交通分野においては
7 郊外居住規制の実施、エネルギー分野においては地方公共団体のエネルギー確保に
8 係る一定の責務の明確化など）も視野に入れる必要がある。

9

10 ○ 土地利用・交通分野、地区・街区分野の対策については、各地域の特性を踏まえ、
11 地域主導で進める必要がある。しかし、ある特定の地域で、どのような対策を導入
12 すればよいか、どれだけ効果が得られるかについて、関係者が議論し、方向性を具
13 体化していくための情報が不足している。対策導入に当たっての科学的根拠を確保
14 するため、また、地域の理解を助け合意形成等を促進するため、具体的な地域情報
15 を利用して対策効果をわかりやすく示す手法を構築することが必要である。

16

17 ○ このため、地域・街区 SWG においては、地区・街区の低炭素効果推計ツールを、
18 土地利用・交通 SWG においては土地利用・交通モデルを開発し検討を行った。

19

20 ○ なお、地域の低炭素化に資する法案として、「都市の低炭素化の促進に関する法律
21 案」や「農産漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」
22 が閣議決定され、第 180 回国会に提出されるなど、各分野において地域の低炭素化
23 に向けた取組が進みつつある。

24

25 ○ 低炭素型地域づくりを本格的に進めていくためには、大胆な対策・施策による後
26 押しが必要である。将来の地域の姿を見据え、積極的な対策・施策を今から実施し
27 ていくべきである。

28
29

1

図表 低炭素地域づくりを促進するための具体的な対策・施策のメニュー

(注) 中位ケースの対策・施策は低位ケースに追加するものを表し、高位ケースの対策・施策は中位ケースに追加するものを表す

	土地利用・交通分野※	地区・街区分野	低炭素物流分野
低位	<ul style="list-style-type: none"> 科学的手法に基づく計画策定の促進 計画策定に必要な情報の整備 交通需要マネジメント(駐車場供給抑制、パークアンドライド等) モビリティマネジメント 既存公共交通機関サービス改善 (増便、速度向上、乗換え・アクセス向上等) 新規公共交通整備(LRT・BRT整備、バス路線拡充) 自転車利用環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 科学的手法に基づく計画策定の促進 計画策定に必要な情報の整備 モデル街区選定・認定及び同事業に対する財政支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 長距離輸送のモーダルシフトの促進(成功事例やCO₂削減効果に関する情報提供、各種部門・事業者間の情報交換の場の設置・活用) 共同輸配送の促進(多様な事業者間での積載効率・物流情報の共有化)
中位	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関への公的関与の強化 公共交通整備・コンパクト化への追加的な財政支援 集約化拠点立地への税制等のインセンティブ付与 (住替え補助等含む) 土地利用規制・誘導手段の多様化 公共施設の中心部への集約 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体の地域エネルギー資源積極活用に関する役割の明確化 防災対応のためのエネルギー供給確保における地方公共団体の責務の明確化 対策地区的指定、地区・街区分野の対策導入に関する検討の義務付け、導入の義務化 地域熱供給地区におけるエネルギー需要家の接続検討義務化 	<ul style="list-style-type: none"> 宅配便配送における再配達・再々配達の削減(荷物受取者への情報提供やインセンティブの付与)
高位	<ul style="list-style-type: none"> 中心部への自動車乗入れ規制 土地利用規制・誘導手段の多様化 計画・事業立案時における温暖化対策への影響評価の義務化 法的拘束力を有する地域の削減目標の設定 		

※土地利用・交通SWGで開発したモデルを用いた本年度の分析により、交通対策と土地利用対策を適切に組み合わせることで、個別に実施する場合よりも大きな効果が期待できることが定量的に示された。

2

3

4 (土地利用・交通分野)

5

6 ○ 土地利用・交通分野については、都市・地域の構造 자체を「公共交通を骨格としたコンパクトシティ」とすることにより、移動利便性を保ちつつ、自動車由来CO₂排出を削減することを目指す。

9

10 ○ 低位ケースでは、現状取り組まれているレベルの公共交通整備(LRT・BRT整備等)、公共交通利用促進のためのソフト施策(モビリティマネジメント等)を継続的に実施する。土地利用施策に関しては、現状レベルの土地利用規制・誘導手段を維持継続しつつ、追加的立地誘導策を早期に検討する。また、計画策定の方法論の整備、個別対策の実施に伴う制度的阻害要因の改善、我が国全体の計画制度体系の充実、公共交通の妥当な運営体制の検討、人材育成等を進める。

16

17 ○ 中位ケースでは、交通分野で、低位ケースに比べて、既存公共交通機関のサービス改善、新規公共交通整備などへ大胆に投資し、公共交通運営に対する公的関与を強化する。土地利用についても、土地利用規制・誘導手段をより多様化するとともに、住替え補助等の経済的措置により人々の居住や立地を中心部等集約拠点へ誘導する必要がある。

22

23 ○ 高位ケースでは、交通分野で、新規公共交通整備の程度を中位ケースよりも強化し、土地利用では、郊外地域の再構成のため、郊外の立地に一層の制約を課す必要がある。また、中位ケース対策の一層の促進、導入の前倒しを図ることに加えて、自動車乗入れ規制等の規制・義務化による手法も盛り込み、強力に課題の解決を図る必要がある。

28

29 (地区・街区分野)

30

- 地区・街区分野では、地区・街区のエネルギー需給特性を踏まえた低炭素地区・街区の整備を進める。未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムの導入や建物間熱融通等、エネルギーの面的利用は地区・街区単位で大きな削減効果を生み出すポテンシャルを有することから、導入検討を推進する。
- 低位ケースでは、地区・街区の特性に応じた対策実施を進めるため、従前から想定される各種手段を総動員し、実行計画や関連する計画の充実等を図り、個別対策の実施に伴う制度的阻害要因の改善、計画認定と一体の財政的支援等低炭素化促進のための制度整備、人材育成、情報提供等を進める。
- 中位ケース・高位ケースでは、低位ケースの施策に加え、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの利用促進、事業者、住民等による省エネ活動の促進、先進的エネルギー技術の導入推進等、地方公共団体が域内のエネルギー需給に関して担うべき役割・責務を明確化する必要がある。また、対策地区の指定、地区・街区単位の対策導入に関する検討の義務付け等を行う必要がある。
- 東日本大震災や原発事故を踏まえ、地域づくりにおいて、安全・安心確保の観点、特に地域におけるエネルギー確保の観点が重要性を増している。また、低炭素型地域づくりを進める際の大きな方向性として、「土地利用の集約化」については、防災・減災や長期的な気候変動に対する適応への備えについて評価・配慮を行い、対策を進めることが重要である。

(低炭素物流分野)

- 成功事例やCO₂削減効果に関する情報提供、各種部門・事業者間の情報交換の場の設置・活用による長距離輸送のモーダルシフトの促進、多様な事業者間での積載効率・物流情報の共有化による宅配便配送における共同輸配送の促進、再配達・荷物受取者への情報提供やインセンティブの付与による再配達の削減等を行う。

(グリーンICTプロジェクト)

- 総務省グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース地球的課題検討部会では、以下の内容を含む最終報告書をとりまとめた。
- ・ICTシステムの利用拡大による電力消費量増大への対応（通信事業者用設備から家庭内設備に至るシステム全体の省電力化の実現に向けた研究開発等）等
 - ・国際貢献も視野に入れたスマートグリッドに関連する通信規格の標準化仕様の策定等、国民主体のCO₂削減効果が高いICT利活用の促進のための実証実験などベストプラクティスの構築等
 - ・ITU（国際電気通信連合）等におけるCO₂削減効果の評価手法確立及び国際標準

化等に向けた積極的な貢献 等

(部会・小委員会における主な意見)

○ 地域づくり WG 等の報告に対し、委員からの主な意見は以下のとおり。

・エネルギー需給については、エネルギーの総量だけでなく需給バランスを見る必要があるとの意見、自給自足は各地域での実現は困難であり、緊急時の必要最小限のエネルギーの確保を目標とすべきとの意見、都道府県でエネルギーを検討する際に縦割りが複雑という問題があるとの意見があった。

・地域づくりにおいては、熱エネルギーの面的な有効利用の重要性についても指摘する意見があった。

・既存の交通インフラについては、その維持・改修、更新に要する社会的コストの負担にも配慮する必要があるとの意見があった。

・交通について、自転車道についてはどのように実現するか具体的な検討が必要との意見があった。

・グリーン ICT プロジェクトについて、CO₂削減効果のしっかりとした検証が必要との意見があった。

(3) 国内温室効果ガス排出削減に関する部門別の検討

①産業部門

○ 低炭素ビジネス WG では、目達計画やその他の現行計画に加え、低位、中位、高位の対策・施策の検討を行った。

○ 昨年のものづくり WG では、「スマートものづくり立国」を提案し、「低炭素技術・インフラ・ビジネス開発のための人と場の創出」、「低炭素消費の活性化」、「環境経営・金融の浸透」、「低炭素技術の戦略的国際展開」の 4 つのキーコンセプトを提示した。

○ 本年度は、震災・原発事故を踏まえて、Sustainability (日本経済社会の持続的発展)、Smart (スマートなものづくり)、Safety&Security (安心・安全社会の構築) の 3 つの S を念頭に置いて検討を行った。また、検討対象の範囲を、ものづくりに限らず、サービス産業を含めた「低炭素ビジネス」へと拡張して検討を行った。

○ 「低炭素消費の活性化」については、製造・販売・輸入禁止、徹底的な見える化、エコプレミアムを提案した。

- 1 ○ 「環境経営・金融の浸透」については、低炭素投資の活性化の方策として、低炭
2 素金融を専門に行うグリーン投資金融システムの構築や、環境債権の流動化による
3 低炭素投資資金の調達拡大、経営の低炭素化に向けた取組として、公的年金等によ
4 る低炭素型運用を提案した。
- 5 ○ 「人と場の創出」については、特区制度等を活用した世界最先端の低炭素ビジネ
6 スの構築、クラスター化を提案した。
- 7 ○ 「低炭素技術の戦略的国際展開」については、経済産業省が新たな国際標準提案
8 プロセスとして「トップスタンダード制度」を提案している。また、我が国が強み
9 を持つグリーンテクノロジーの応用分野（アプリケーション）を中心に、特許をビ
10 ジネスに結び付けることが重要であるとした。さらに、我が国で生み出された低炭
11 素ビジネス・サービスによる削減寄与分について、国際的にも合理性を主張できる
12 方法論の構築が不可欠であるとした。
- 13

14 図表 ケースごとの主な対策導入量・施策（産業分野）

	2020年	2030年
低位ケース	<p>【導入量】 部門別省エネ量(原油換算万kL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業: 156 ・窯業・土石製品: 18 ・パルプ・紙・紙加工品製造業: 58 ・化学工業: 50 ・業種横断技術: 209 (中小企業等に対してはほとんど普及しないと想定) <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府によるグリーン購入・グリーン調達徹底 ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の充実 ・中小企業グリーン投資促進助成金 ・トップランナー制度の充実・製品環境情報の見える化 ・自主行動計画の着実な実施と評価・検証 	<p>【導入量】 部門別省エネ量(原油換算万kL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業: 336 ・窯業・土石製品: 46 ・パルプ・紙・紙加工品製造業: 58 ・化学工業: 94 ・業種横断技術: 590 (中小企業等に対してはほとんど普及しないと想定) <p>【施策】 (2020年までの施策を継続して実施)</p>
中位ケース	<p>部門別省エネ量(原油換算万kL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業: 156 ・窯業・土石製品: 18 ・パルプ・紙・紙加工品製造業: 58 ・化学工業: 50 ・業種横断技術: 253 (中小企業等に対しては高位ケースの半分程度の普及率を想定) <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見える化の更なる徹底 ・投資方針の作成と開示 ・グリーン投資金融機関の設立・運用、低炭素企業に対する税制優遇 ・削減ボテンシャル診断支援 ・企業別排出削減目標の設定 ・地球温暖化対策税の導入、税制全体のグリーン化 ・グリーンディール、エコプレミアムの導入 	<p>部門別省エネ量(原油換算万kL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業: 336 ・窯業・土石製品: 46 ・パルプ・紙・紙加工品製造業: 58 ・化学工業: 94 ・業種横断技術: 699 (中小企業等に対しては高位ケースの半分程度の普及率を想定) <p>・民間資金を活用した持続可能な投資推進 (この他、2020年までの施策を継続して実施)</p>
高位ケース	<p>部門別省エネ量(原油換算万kL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業: 156 ・窯業・土石製品: 18 ・パルプ・紙・紙加工品製造業: 58 ・化学工業: 50 ・業種横断技術: 297 (中小企業等に対して最も最大限の普及を想定) <p>【施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業別排出削減目標の更なる強化 ・公的年金等に対する一定割合低炭素運用義務化 ・サプライヤーオブリゲーション（ホワイト証書等） (この他、中位ケースの対策をより強力に実施) 	<p>部門別省エネ量(原油換算万kL)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄鋼業: 336 ・窯業・土石製品: 46 ・パルプ・紙・紙加工品製造業: 58 ・化学工業: 94 ・業種横断技術: 809 (中小企業等に対して最も最大限の普及を想定) <p>・基準以下の製品の製造・販売・輸入禁止 (この他、2020年までの施策を継続して実施)</p>

※素材四業種の対策導入量は業界ヒアリングに基づく

18 (素材四業種について)

- 19 ○ 素材四業種については、施設や設備の更新時などに、その時点での世界最先端の
20 技術（BAT : Best Available Technology）を導入することで低炭素化を図っていく
21 ことが重要である。素材四業種における対策導入量は、業界ヒアリングに基づき、
22

1 BATの導入による最大限の省エネを見込んだ場合を高位とし、中位、低位について
2 もその削減見通しを確実に達成することを目標とするとの考えによる。

3

4 (業種横断技術について)

5 ○ 産業用モーター、ボイラ、工業炉等の業種横断技術については、中小企業を含む
6 幅広い事業主体に省エネを促す必要があり、低位ケースとしては、中小企業などで
7 対策が進まない場合（例：数年間で投資回収可能な技術が一部しか導入されていない
8 現在の状況）を延長するケースを想定。中位ケースでは支援や地球温暖化対策推
9 進法の指針の強化、ポテンシャル診断などの充実などにより、全業種で経済合理的
10 な技術を導入（例：支援等を含め数年間で投資回収可能な技術は全業種で導入）す
11 ることを想定。高位ケースでは中位ケースの施策に加え、効率の悪い製品の製造・
12 販売禁止などの規制も導入し、全業種でBATの導入による最大限の省エネを見込む
13 ことを想定した。

14 ○ プロセスイノベーションの促進施策としては、低位ケースでは、自主的な省エネ
15 行動の着実な実施と政府の関与による評価・検証、温室効果ガス排出量算定・報告・
16 公表制度、中小企業グリーン投資促進助成金を、中位ケースでは、削減ポテンシャル
17 診断支援の拡充、BATに基づく企業別の排出削減目標の設定、BATデータベース
18 の導入等を、高位ケースでは、BATの拡充を図り、企業別の排出削減目標の更なる
19 強化、公的年金等に対する低炭素運用の厳格化を提案した。

20 ○ なお、各社、各団体の取組の進捗状況については、透明性を確保するため、政府
21 が関与しつつ、確認、検証を行っていくことが重要である。確認、検証においては、
22 各社、各団体は、取組の進捗状況を定量的に示し、仮に、取組の水準が十分でない
23 場合や、進捗が十分でない場合には、企業別の排出目標の設定やそれを担保する仕
24 組みなど、更に政府の関与を段階的に強化していくなど様々な施策を検討していく
25 ことが重要である。特に、業種横断技術については、技術の種類も多く、企業も多
26 種多様であることから、達成状況のフォローアップについては、上記の施策を含め
27 様々な創意工夫を働かせることが考えられる。

28

29 (農林水産分野における地球温暖化対策について)

30 ○ 農林水産省食料・農業・農村政策審議会企画部会、林政審議会施策部会及び水産
31 政策審議会企画部会が合同で開催した地球環境小委員会の「農林水産分野における
32 地球温暖化対策に関するとりまとめ」について報告を受けた。当該小委員会では、
33 以下の対策・施策をとりまとめている。

34 • 施設園芸由来の温室効果ガスの排出削減を推進するため、高断熱被覆設備やヒート
35 ポンプなどの先進的な加温システム、LED電球等の各種省エネルギー設備の導入
36 支援等を促進すること。

37 また、施設園芸における温室効果ガスの一層の削減を図るため、太陽光発電設備等

の再生可能エネルギーを活用した施設園芸システムの普及や地中熱ヒートポンプ等のイノベーションを図ること。

・省エネルギー効果の高い遠赤外線乾燥機及び高速代かき機の一層の普及を図るとともに、農業者が省エネルギー性能の高い農業機械を選択できるよう、主要な農業機械について省エネルギー性能に関する試験方法、基準や表示内容等の検討を進めること。

・業界ごとに自主的な取組による組織的な温室効果ガス排出削減目標の策定を働きかけるとともに、省エネルギー対策、温室効果ガス排出削減につながる燃料代替など食品産業界の実情に即した取組を促すこと。

・地産・地消や旬産・旬消など、輸送や生産に伴う CO₂ 排出削減に寄与する消費行動を促進するために、消費者に向けた取組を促すこと。

・省エネ型の船外機・船内機の導入やLED集魚灯の導入など省エネ施設・機器等の導入を推進すること。

・操業の合理化のための船団縮小や省エネに優れた漁船を導入し、燃油の削減を推進すること。

・農林水産分野における更なる温室効果ガス排出削減・吸収を促進するため、①国内クレジット制度、②オフセット・クレジット（J-VER）制度、③「CO₂の見える化」といった、農林水産分野における温室効果ガスの排出削減・吸収にインセンティブを付与する施策について、農林漁業者がメリットを感じて取り組み易く、需用者にも普及し易い仕組みを構築しながら取組を継続すること。

（拡大する低炭素ビジネス市場）

○ 低炭素ビジネス市場については急速に拡大する見通しが示されており、単体技術もさることながら、スマートシティなどパッケージ化されたシステムとして市場が拡大する可能性がある。例えば、日経 BP クリーンテック研究所は世界のスマートシティ市場が 2030 年までに 3,880 兆円にまでに拡大すると推計しているほか、IEA は対策ケース（BLUE Map シナリオ）におけるエネルギー関連市場の 2050 年までの年平均投資額を 4~9 兆ドルと推計している。

○ 各国はこの分野をグローバル成長市場として位置づけており、特に欧米では既存の産業に代わるリーディング産業として国策的に推進している。我が国も、既存のものづくり産業をスマート化すること、低炭素ビジネスを推進すること等により、経済全体を引っ張るリーディング産業として新たなグリーン成長産業を育成していくことが重要である。

- 我が国の環境ビジネスにおいて多くの企業が今後の発展を期待しており、特に、再生可能エネルギーや省エネ製品、蓄電池等のエネルギー関連産業に大きな期待が寄せられていることに加え、10年先としてはスマートグリッドなどの「3S型」電力供給システムイノベーションにも期待が高まっている。
- また、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）では、「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国」を謳い、2020年までに環境分野全体で50兆円超の新規市場とともに、140万人の新規雇用を目指として掲げている。

(部会・小委員会における主な意見)

- 低炭素ビジネスWG等の報告に対し、委員の主な意見は以下のとおり。
- ・低炭素ビジネスの方向性について、システムとしての低炭素ビジネスの方向性に向かうべきだが、実現可能性も考慮して検討すべきではないかとの意見があった。
 - ・対応策について、基準値以下の製品製造・販売・輸入の禁止（MEPS: Minimum Energy Performance Standard）よりも日本のトップランナーモードの方が優れることを評価すべき、MEPSを導入する際の壁は何かを精査すべきとの意見、民間金融機関がグリーン成長に資するところに出資できるようにすべきとの意見、補助金はビジネスとして成立するまでの期間が短縮されたということが重要であるとの意見、戦略的な国際展開において特にアジア途上国のエネルギー需要の安定化など切り口を工夫すべき、政府と民間の組み合わせを積極的に考えるべきとの意見があった。
 - ・ロードマップ・まとめについて、中長期的に安定した施策が必要だという点は重要であるとの意見、炭素制約が実施されることが明確にならなければ投資にもつながらないことから、民間企業にとって炭素制約の実施見込みが重要であるとの意見があった。
 - ・分散型の再生可能エネルギー電力供給事業は、災害時の再生可能エネルギーの供給安定性の観点から、蓄電池と組み合わせた再生可能エネルギーやコジェネ等を用いた分散型電力供給事業として捉えるべきではないかとの意見があった。